

第7期愛西市障害福祉計画

第3期愛西市障害児福祉計画



令和6年3月
愛西市

はじめに

近年、障害福祉分野においては、差別の解消や共生社会の実現に向けたさまざまな法整備が進んでおり、令和4年には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されました。また、令和5年3月に閣議決定された「障害者基本計画（第5次）」においても、障害の有無にかかわらず、個性を尊重しあえる共生社会の実現に向けた基本的な方針が定められています。



本市においても、平成28年度に策定した「愛西市障害者計画（第2期）」の基本理念に基づき、「みんなが自立し、その人らしく 生き生きと、ともに暮らせるまち」の実現に向けて、市民の皆さま、関係団体、事業者等の方々と協働して、障害者支援施策を計画的に推進してまいりました。

そのような中、障害のある方のニーズに対応するため、障害福祉サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定めた「第7期愛西市障害福祉計画・第3期愛西市障害児福祉計画」を策定しました。今後は、「愛西市障害者計画（第2期）」と調和をとりながら、本計画に基づき、障害者や障害児の自立や社会参加の促進に努めてまいりますので、市民の皆さまを始め、関係者のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました愛西市障害福祉計画等策定委員会の委員の皆さま、アンケート調査等にご協力いただきました市民の皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

愛西市長 日永 貴章

－ 目 次 －

◇第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	2
2	法令等改正の動き	3
3	障害福祉計画の見直しの動向	6
4	計画の位置付け	8
5	計画の対象	9
6	計画の期間	9
7	障害者計画と障害福祉計画の関係	9
8	計画の策定体制	10

◇第2章 愛西市の障害のある人を取り巻く現況

1	人口の推移	12
2	障害のある人の状況	13
3	アンケート調査結果の概要	22

◇第3章 計画の理念と基本方針

1	基本理念	38
2	愛西市の障害福祉施策全般の基本目標	38
3	本計画の基本方針	39

◇第4章 計画の指標

1	第6期計画の実績	42
2	第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の目標	48

◇第5章 障害福祉計画及び障害児福祉計画

《障害福祉計画》

1 サービスの体系	56
2 自立支援給付	57
3 地域生活支援事業	66
4 権利擁護と安全確保	76
5 共生社会の実現	76

《障害児福祉計画》

1 障害児福祉サービス	78
2 子ども・子育て支援	80

◇第6章 計画の推進体制及び評価

1 計画の推進体制	82
2 計画の進行管理	82

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の障害者施策は、障害者基本法第1条に規定されるように、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、基本的な方向を定めています。

障害福祉制度は、従来の「措置制度」に代わり、平成15年度からノーマライゼーションの理念を実現するため「支援費制度」が導入されたことにより、利用者が必要な障害福祉サービスを主体的に選択するという画期的な制度改革が行われ、その後、制度上の課題を解決し、障害福祉サービスの一層の推進を図るため、平成18年度に「障害者自立支援法」が施行されました。

さらに、平成25年4月には、障害者自立支援法が障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」として改正されました。

平成28年6月には障害者総合支援法が改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障害児の支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとされました。

昨今、少子高齢化や核家族化がさらに進み、社会構造が複雑化するとともに、全国各地で発生している地震や集中豪雨等による大規模な自然災害及び感染症の流行による甚大な被害の発生など、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化し、地域全体で支えていくことの重要性がますます高まっています。

そうした中、国の基本指針では、直近の障害者施策の動向等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉人材の確保・定着や「地域共生社会」の実現に向けた取組が盛り込まれるなど、見直しがされています。

本市においても、障害者総合支援法に基づく「愛西市障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「愛西市障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービスや地域生活支援事業等が身近な地域において提供されるよう、計画的に推進してきました。

「第6期愛西市障害福祉計画・第2期愛西市障害児福祉計画」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、今後の障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、新たに「第7期愛西市障害福祉計画・第3期愛西市障害児福祉計画」を策定します。

2 法令等改正の動き

(1) 国の基本計画

◆障害者基本計画（第5次）（令和5年閣議決定）

〈総論の主な内容〉

i 基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

ii 基本原則

○地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

iii 社会情勢の変化

- 令和2（2020）年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

iv 各分野に共通する横断的視点

- 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進
- PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

v 施策の円滑な推進

- 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

〈各論の主な内容（11の分野）〉

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| ①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 | ②安全・安心な生活環境の整備 |
| ③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 | |
| ④防災、防犯等の推進 | ⑤行政等における配慮の充実 |
| ⑥保健・医療の推進 | |
| ⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進 | ⑧教育の振興 |
| ⑨雇用・就業、経済的自立の支援 | |
| ⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興 | ⑪国際社会での協力・連携の推進 |

(2) 関係法の動向

ア 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正 (平成 29 年)

- ・ 民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正 (平成 30 年)

- ・ 理念規定に、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障害者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる

ウ 学校教育法等の一部改正（平成 30 年）

- ・ 障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずる

エ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年）

- ・ 施設のバリアフリー化や情報保障といった、障害のある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援など、障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する

オ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律 (平成 30 年)

- ・ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点を定めた

カ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和元年）

- ・ 国および地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障害者の雇用の促進等に関する取組の実施状況が優良な中小事業主の認定などの新たな制度の創設が盛り込まれた

キ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年）

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる

ク 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年）

- ・視覚障害者等の読書環境の整備推進に関し、視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等を総合的に進めるための施策が示された

ケ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正（令和2年）

- ・公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化や国民に向けた広報啓発の取組推進に向けて、優先席、車椅子利用者用駐車施設等の適正な利用の推進や市町村等による「心のバリアフリー」の推進（学校教育との連携）を行う。バリアフリー基準適合義務の対象の拡大について示された

コ 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年）

- ・聴覚障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保を目的として、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関し、国等の責務、総務大臣による基本方針の策定、電話リレーサービス提供機関の指定、電話リレーサービスの提供の業務に要する費用に充てるための交付金の交付等について定めた

サ 障害者差別解消法の一部改正（令和3年）

- ・障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、国及び地方公共団体の連携協力の責務について追記するとともに、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化及び障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化について示された

シ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年）

- ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めた

ス 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和4年）

- ・事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満で働く重度の障害者や精神障害者の実雇用率への算定による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上などが盛り込まれた

セ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年）

- ・障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を定めた

ソ こども基本法（令和5年）

- ・全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めた

3 障害福祉計画の見直しの動向

(1) 基本指針の見直しの主なポイント

ア 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

ウ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

エ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

オ 発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

カ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

キ 障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

ク 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

ケ 障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

コ 障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

サ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

シ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

ス 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

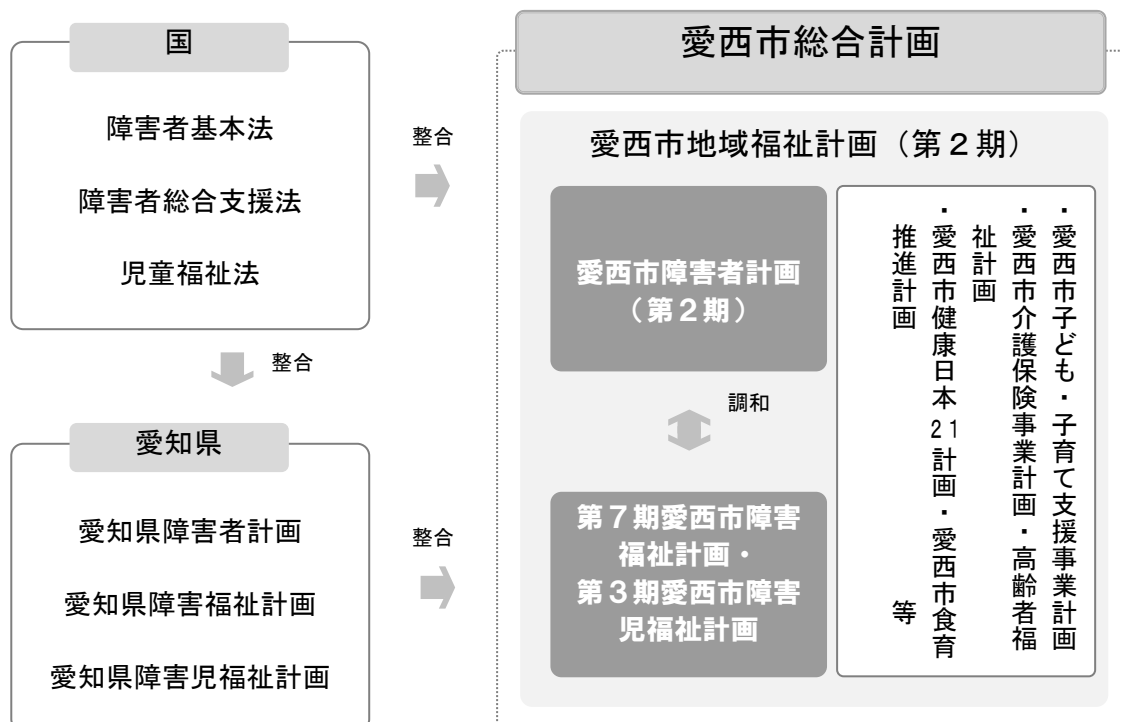
セ その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

4 計画の位置付け

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障害のある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

策定にあたっては、愛知県障害者計画・愛知県障害福祉計画・愛知県障害児福祉計画並びに本市の最上位計画である第2次愛西市総合計画や福祉分野の上位計画である第2期愛西市地域福祉計画及び愛西市障害者計画（第2期）との整合性を図るとともに、その他関連計画との調和を保ちます。



5 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活又は社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方を計画の対象とします。

6 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。また、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
愛西市障害者計画（第2期） （平成29年度～令和8年度）			愛西市障害者計画（第3期） （令和9年度～）		
第7期愛西市障害福祉計画・ 第3期愛西市障害児福祉計画			第8期愛西市障害福祉計画・ 第4期愛西市障害児福祉計画		

7 障害者計画と障害福祉計画の関係

	愛西市障害者計画	愛西市障害福祉計画	愛西市障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 （第11条第3項）	障害者総合支援法 （第88条）	児童福祉法 （第33条の20）
位置づけ	障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画	障害福祉サービス等の確保に関する計画	障害児通所支援等の確保に関する計画
計画期間	※第1期：平成19年度～平成28年度（10か年） ※第2期：平成29年度～令和8年度（10か年）	3年を1期とする	

8 計画の策定体制

(1) 愛西市障害福祉計画等策定委員会の開催

障害者団体関係者をはじめ、福祉・教育・雇用等の各分野の関係者、学識経験者等からなる「愛西市障害福祉計画等策定委員会」を設置し、新たな計画内容に関し、意見を聴取しました。

(2) アンケート調査の実施

障害のある人を対象にアンケート調査を実施し、対象者の生活状況やニーズ、現行の施策・事業に対する評価などについて把握、分析を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

作成した計画について、市民から内容についての意見を募り、計画に反映するため、市の公式ホームページ等で公表し、パブリックコメントを実施しました。

第2章

愛西市の障害のある人を取り巻く現況

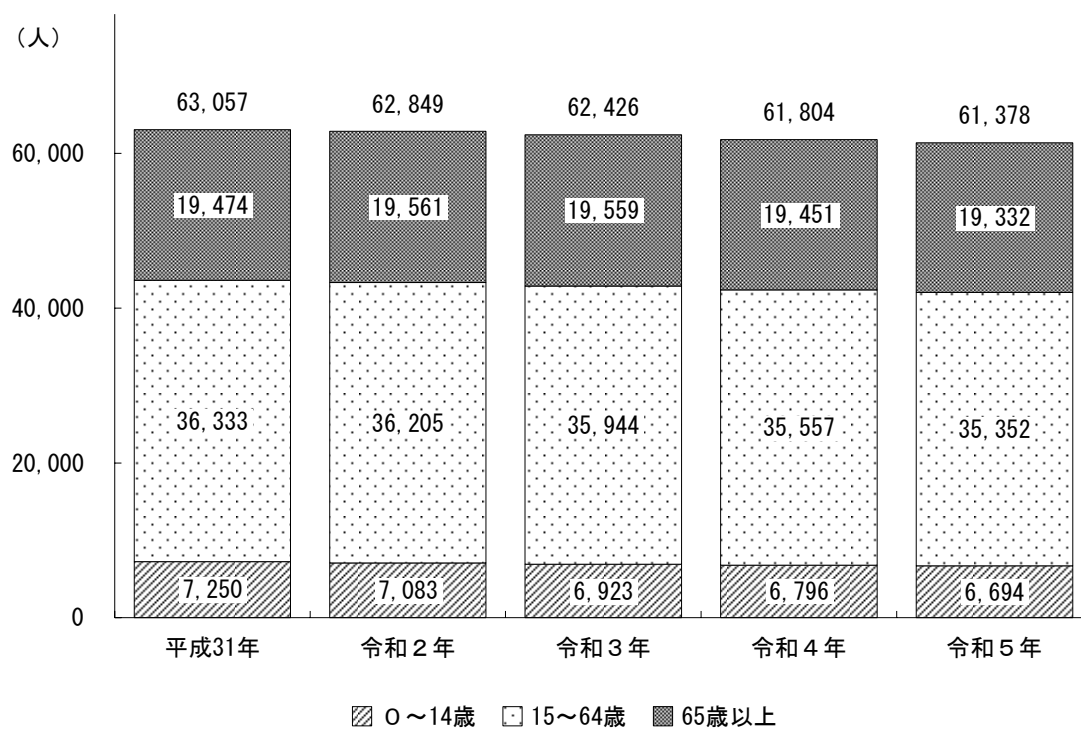
1 人口の推移

(1) 人口の推移

住民基本台帳から、平成31年以降の推移をみると、総人口は緩やかに減少しています。

年齢3区分別にみると、65歳以上の老年人口は令和2年をピークに緩やかな減少に転じています。また、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は平成31年以降、減少を続けています。

図表2-1 年齢区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

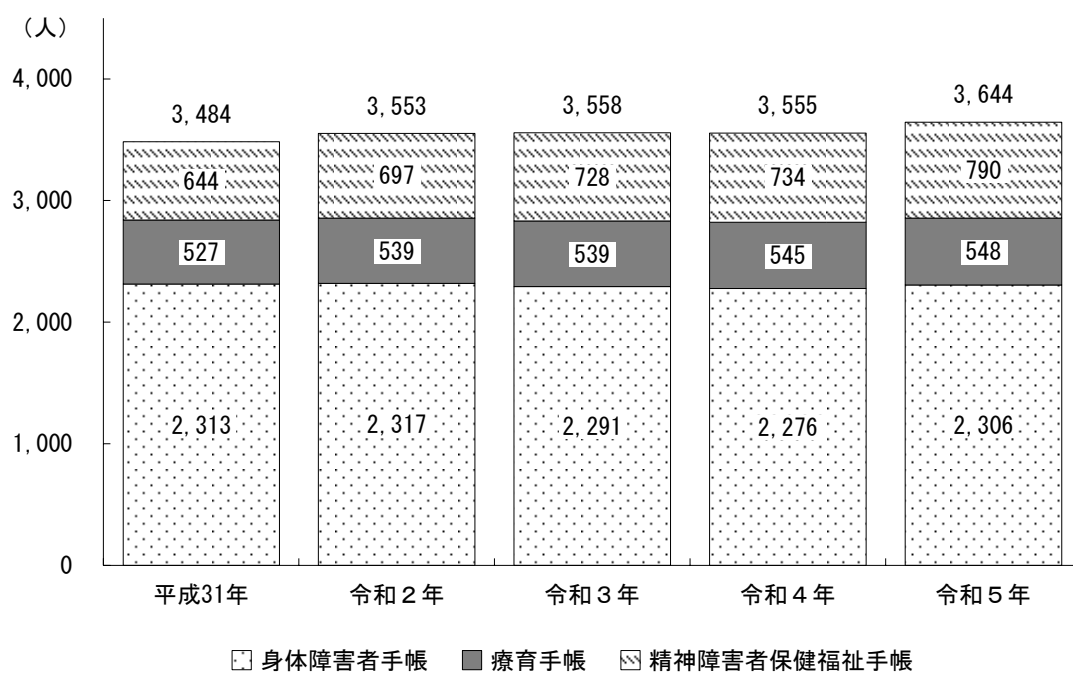
2 障害のある人の状況

(1) 手帳所持者の推移

令和5年4月1日現在、手帳の所持者は3,644人です。平成31年以降の推移をみると、手帳の所持者は増加傾向にあります。

各手帳の所持者の推移をみると、身体障害者手帳は減少傾向にありましたが、令和5年にやや増加しました。その一方で、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳はともに増加を続けており、特に、精神障害者保健福祉手帳所持者は平成31年から令和5年にかけて146人増加し、1.23倍となっています。

図表2-2 手帳所持者の推移

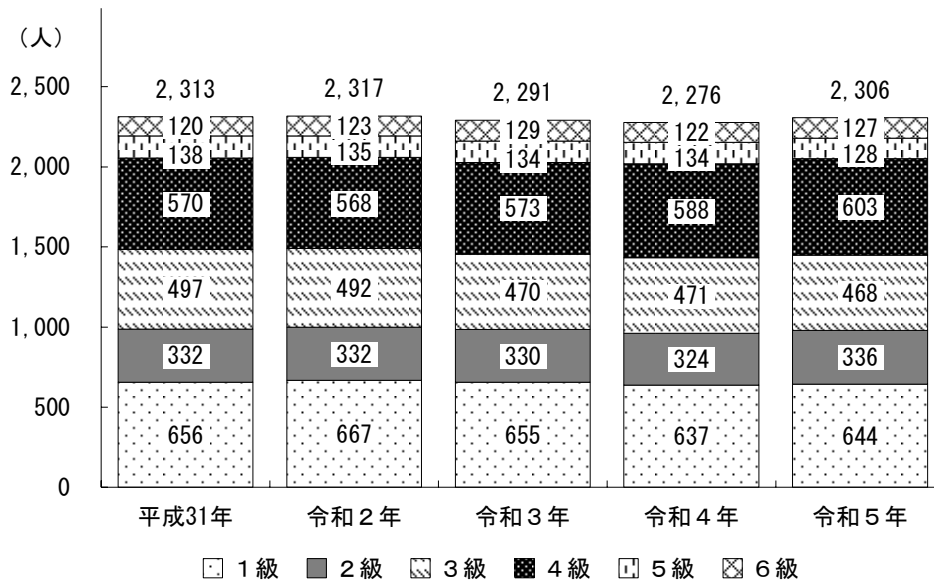


資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者を等級別にみると、令和5年4月1日現在、1・2級の重度が980人、3・4級の中度が1,071人、5・6級の軽度が255人となっています。平成31年以降、いずれの等級もおおむね横這いです。

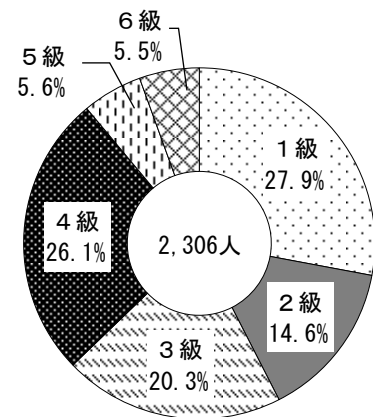
図表2-3 等級別・身体障害者手帳所持者の推移



資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

等級別の割合をみると、令和5年4月1日現在、1級が27.9%と最も高く、次いで4級が26.1%となっています。1・2級の重度が42.5%、3・4級の中度が46.4%、5・6級の軽度が11.1%です。

図表2-4 等級別・身体障害者手帳所持者の割合



資料：社会福祉課（令和5年4月1日現在）

障害の種別の推移をみると、平成31年以降、肢体不自由は減少している一方で、内部障害は増加しています。令和5年4月1日現在、肢体不自由が1,111人（48.2%）と最も高く、次いで内部障害が868人（37.6%）となっています。

図表2-5 障害の種別・身体障害者手帳所持者の推移

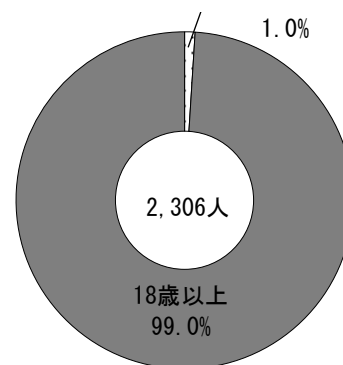
単位：上段：人、下段：%

区分	音声・言語・ そしゃく機能	視覚	聴覚・ 平衡機能	内部	肢体不自由	合計
平成31年	20	130	177	791	1,195	2,313
	0.9	5.6	7.7	34.2	51.7	100.0
令和2年	20	127	179	802	1,189	2,317
	0.9	5.5	7.7	34.6	51.3	100.0
令和3年	22	126	186	813	1,144	2,291
	1.0	5.5	8.1	35.5	49.9	100.0
令和4年	23	124	177	838	1,114	2,276
	1.0	5.4	7.8	36.8	48.9	100.0
令和5年	21	129	177	868	1,111	2,306
	0.9	5.6	7.7	37.6	48.2	100.0

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

身体障害者手帳所持者を年齢別にみると、令和5年4月1日現在、18歳以上が99.0%を占めています。

図表2-6 年齢別・身体障害者手帳所持者の割合

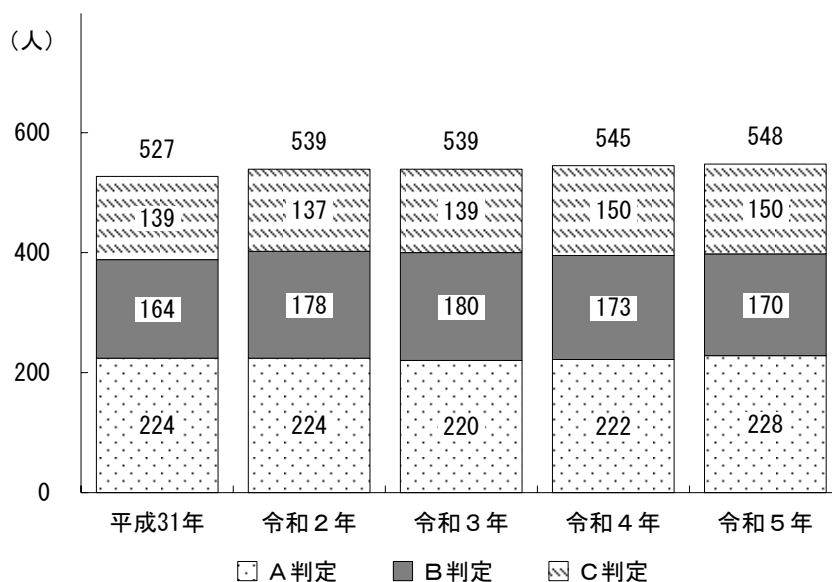


資料：社会福祉課（令和5年4月1日現在）

(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳の所持者を判定別にみると、平成31年以降、C判定（軽度）は増加傾向にあり、令和5年4月1日現在、A判定（重度）が228人、B判定（中度）が170人、C判定（軽度）が150人です。

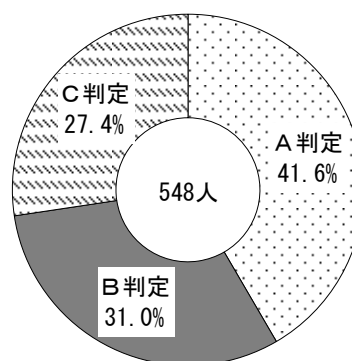
図表2-7 判定別・療育手帳所持者の推移



資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

判定別の割合をみると、令和5年4月1日現在、A判定が41.6%、B判定が31.0%、C判定が27.4%です。

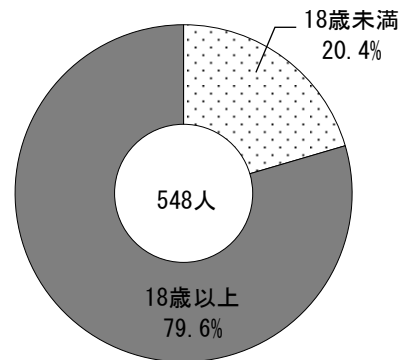
図表2-8 判定別・療育手帳所持者の割合



資料：社会福祉課（令和5年4月1日現在）

療育手帳所持者を年齢別にみると、令和5年4月1日現在、18歳未満が20.4%を占めています。

図表2-9 年齢別・療育手帳所持者の割合

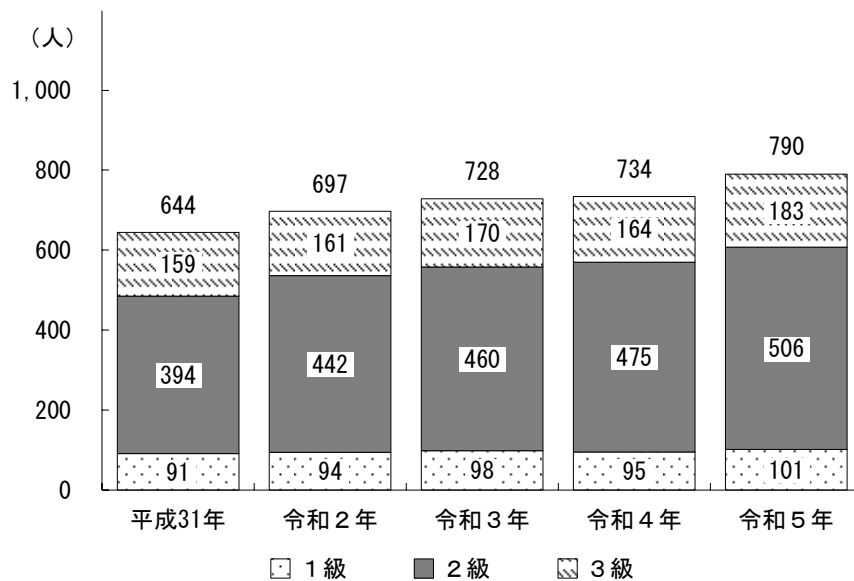


資料：社会福祉課（令和5年4月1日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成31年から令和5年にかけて146人増え、約1.23倍となっています。また、等級別にみると、いずれの等級も増加傾向にあり、特に2級は112人増えた1.28倍となっており、著しく増加しています。

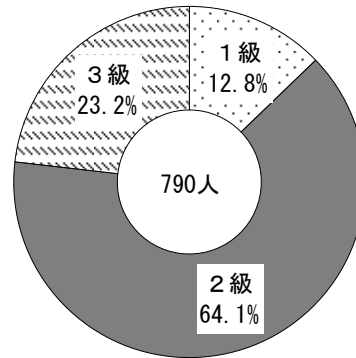
図表2-10 等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

等級別の割合をみると、令和5年4月1日現在、2級が64.1%を占めています。

図表2-11 等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者の割合

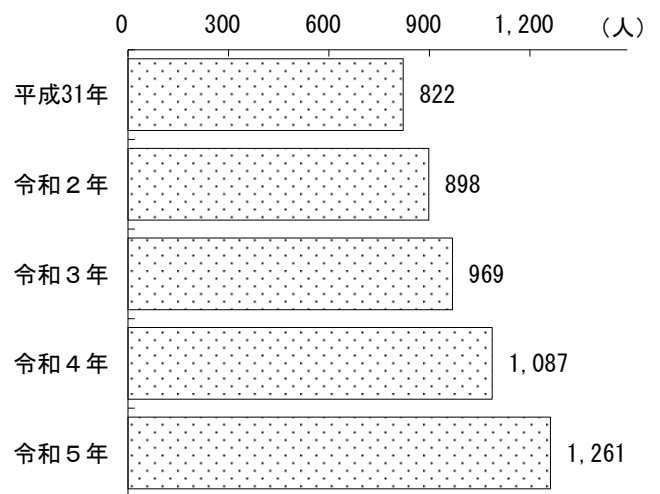


資料：社会福祉課（令和5年4月1日現在）

(5) 自立支援医療（精神通院医療）受給者

自立支援医療（精神通院医療）の受給者は、平成31年以降、増加を続けており、令和5年4月1日現在、1,261人です。平成31年から令和5年にかけて1.53倍となっています。

図表2-12 自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移

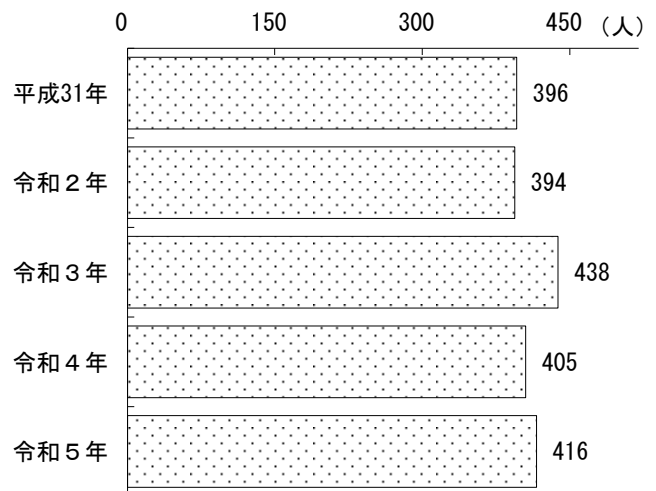


資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(6) 指定難病医療給付認定患者の状況

本市の指定難病医療給付認定患者は、390～430 人台で推移しており、令和5年4月1日現在、416 人となっています。

図表 2-13 指定難病医療給付認定患者の推移



資料：津島保健所（各年4月1日現在）

(7) 保育所等の利用状況

保育所等を利用している障害児についてみると、保育園及び幼稚園は減少傾向に、認定こども園は増加傾向にあります。

図表 2-14 保育所等の利用状況

単位：人

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
保育園	36	38	29	24	21
認定こども園	8	9	7	11	16
幼稚園	8	6	3	2	3

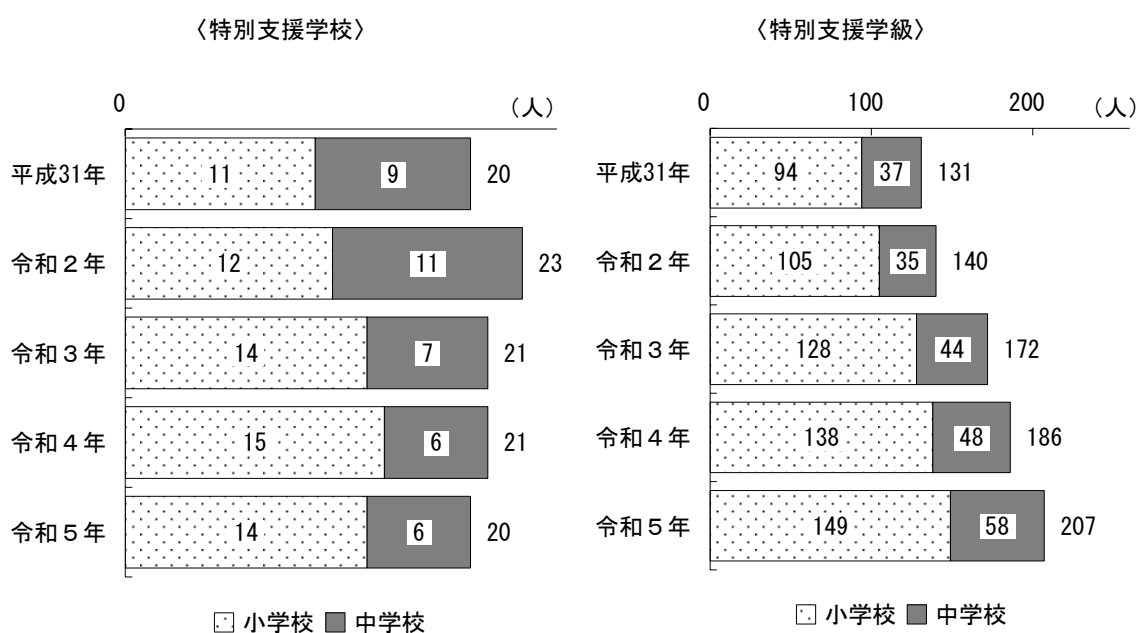
資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

(8) 特別支援学校・特別支援学級の在籍者の状況

特別支援学校の在籍者は、平成31年以降、20～23人で推移しており、令和5年4月1日現在、小学校14人、中学校6人となっています。

特別支援学級の在籍者は、平成31年以降、増加傾向にあり、令和5年4月1日現在、小学校149人、中学校58人となっています。特に小学校で著しく増加しており、平成31年から令和5年にかけて55人増加し、1.59倍となっています。

図表2-15 特別支援学校・特別支援学級の在籍者の推移

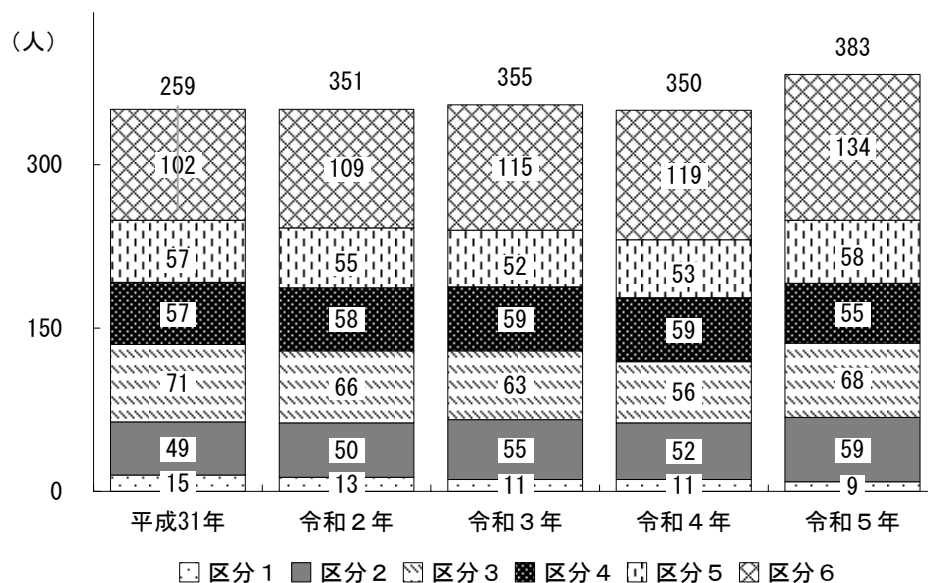


資料：愛西市教育委員会（各年4月1日現在）

(9) 障害支援区分認定者の状況

障害支援区分認定者の推移をみると、認定を受けている人は増加傾向にあり、令和5年4月1日現在、区分1が9人、区分2が59人、区分3が68人、区分4が55人、区分5が58人、区分6が134人となっています。

図表2-16 障害支援区分認定者の推移



資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

3 アンケート調査結果の概要

■調査の概要

調査の目的	障害のある人が自立し安心して生活できるまちづくりの実現にむけた、「第7期愛西市障害福祉計画・第3期愛西市障害児福祉計画」の策定のための基礎資料として、調査を実施しました。
調査対象	愛西市在住の身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を所持している人の中から2,000人を無作為抽出
調査期間	令和5年8月28日（月）から令和5年9月14日（木）
調査方法	郵送による配布・回収
配布数	2,000
回収数	932
有効回答数	927
有効回答率	46.4%

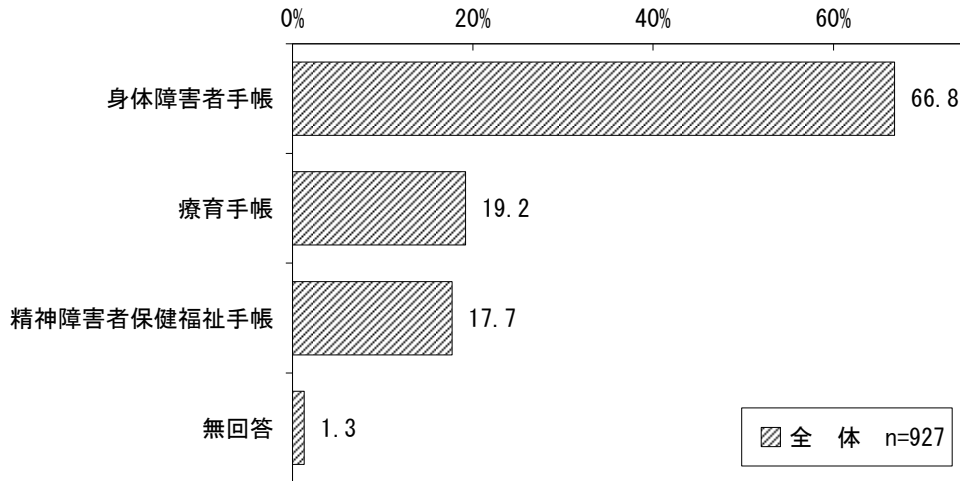
■調査・分析にあたって

- 図表中のn（Number of Caseの略）は比率算出の基数であり、100%が何人の回答者数に相当するかを示しています。
- 比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのため、パーセントの合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な質問の場合、その項目を選んだ人が、回答者全体のうち何%を占めるのかという見方をします。したがって、各項目の比率の合計は、通常100%を超えています。
- 本章中の表、グラフ、本文で使われている選択肢の表現は、本来の意味を損なわない程度に省略してある場合があります。

(1) 所持している手帳

回答者の所持している手帳は、「身体障害者手帳」が 66.8%、「療育手帳」が 19.2%、「精神障害者保健福祉手帳」が 17.7%です。

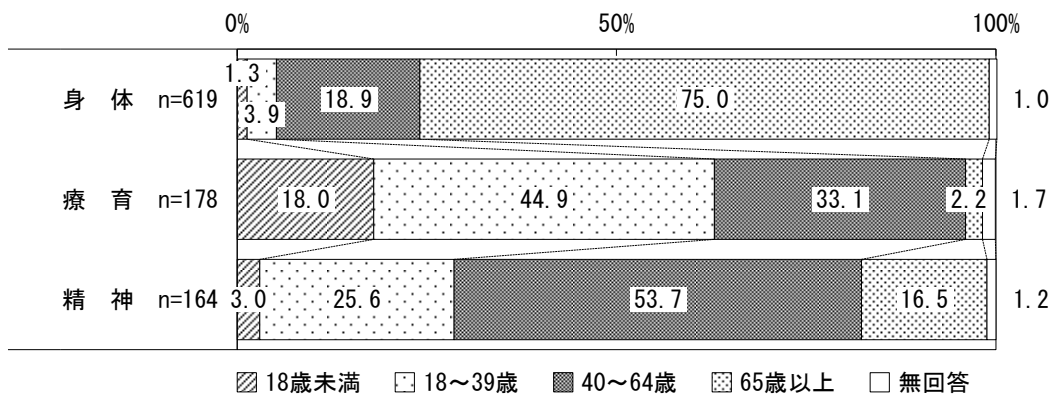
図表 2-17 所持している手帳（複数回答）



(2) 回答者の年齢

回答者の年齢は、身体障害者手帳所持者は「65歳以上」が 75.0%を、療育手帳所持者は〈40歳未満〉が 60%以上を、精神障害者保健福祉手帳所持者は〈18～64歳〉の働き盛り世代が 80%近くを占めています。

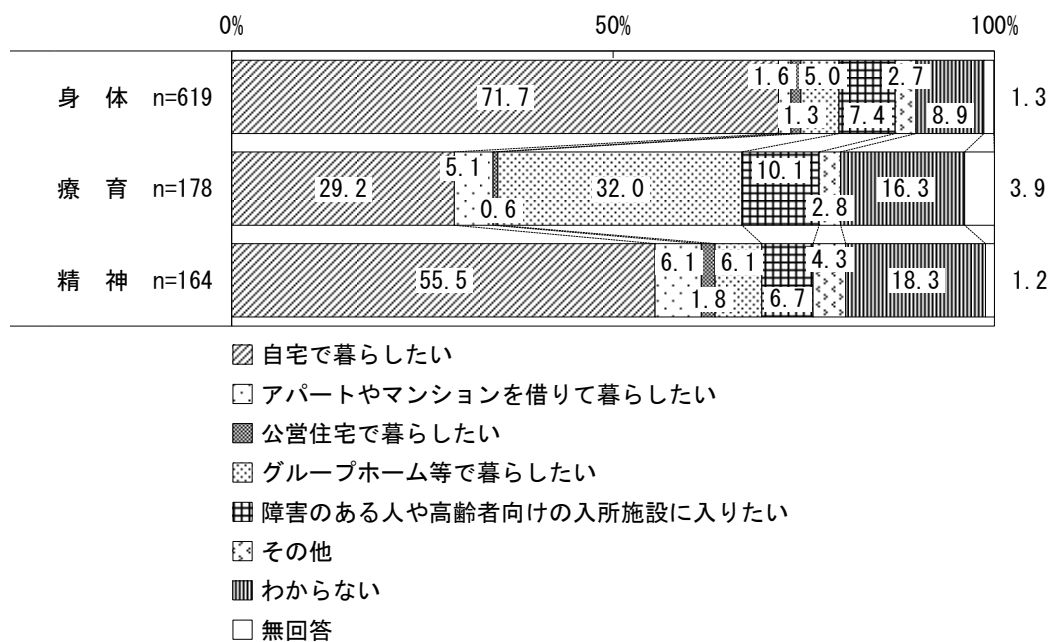
図表 2-18 回答者の年齢



(3) 将来望む暮らし

将来どのように暮らしたいかたずねたところ、身体障害者手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は「自宅で暮らしたい」が、療育手帳所持者は「グループホーム等で暮らしたい」が最も高くなっています。

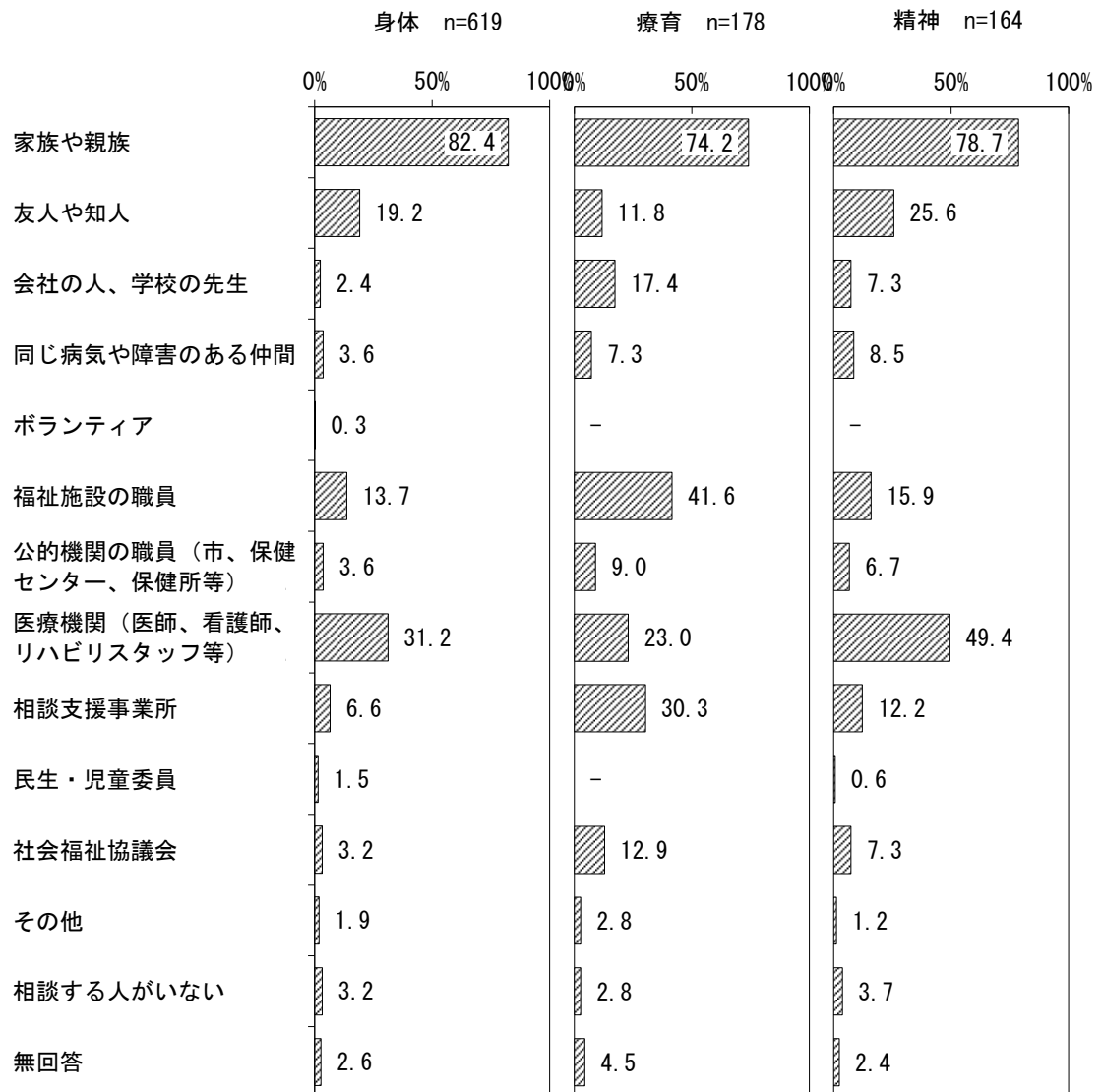
図表 2-19 将来望む暮らし



(4) 相談相手

困っていることを相談する相手はどなたかたずねたところ、いずれの障害も「家族や親族」が70%以上と高くなっています。また、療育手帳所持者は「福祉施設の職員」及び「相談支援事業所」が、精神障害者保健福祉手帳所持者は「医療機関（医師、看護師、リハビリスタッフ等）」がそれぞれ他の手帳所持者に比べ高くなっています。

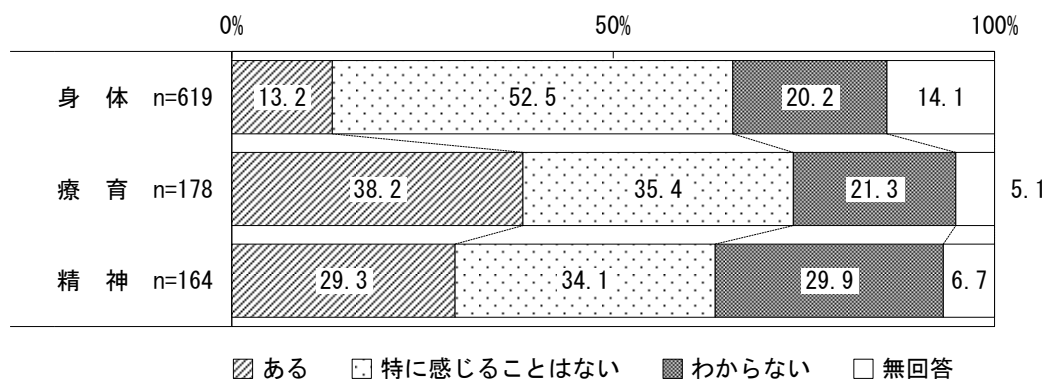
図表 2-20 相談相手（複数回答）



(5) 障害のある人への差別や偏見があると感じるか

普段の暮らしの中で、障害のある人への差別や偏見があると感じるかたずねたところ、身体障害者手帳所持者は「特に感じることはない」が50%以上を占めています。その一方で、療育手帳所持者は「ある」が最も高くなっており、精神障害者保健福祉手帳所持者も30%程度と比較的高くなっています。

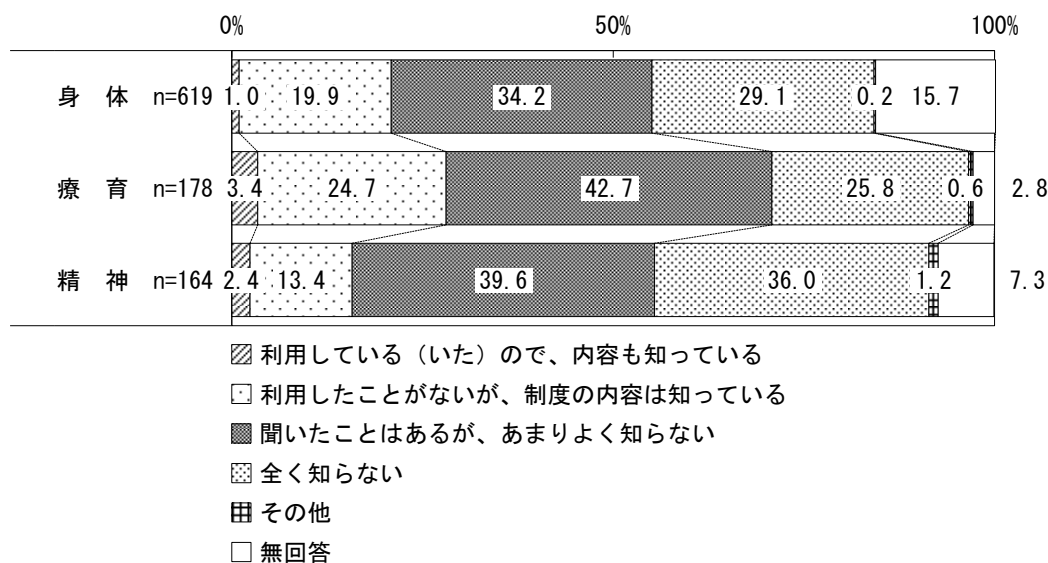
図表 2-21 障害のある人への差別や偏見があると感じるか



(6) 成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度は、いずれの手帳所持者も「聞いたことはあるが、あまりよく知らない」が最も高くなっています。これに「全く知らない」を加えた〈知らない〉が60%以上を占めています。

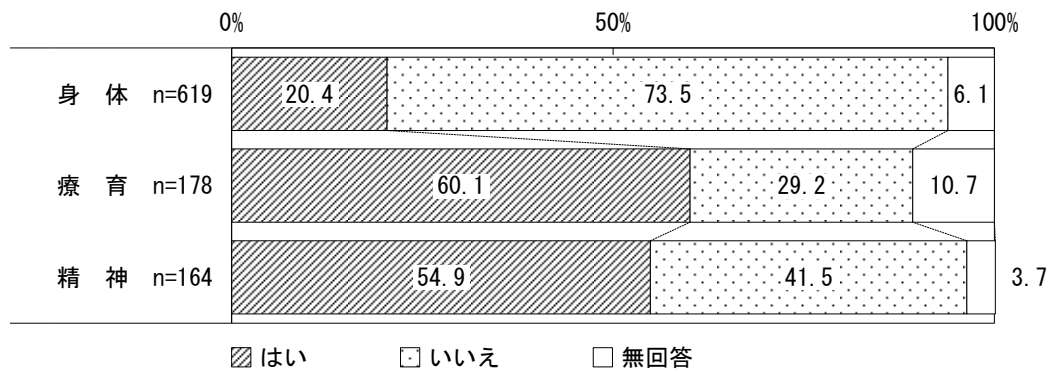
図表 2-22 成年後見制度の認知度



(7) 今後の就労意向

現在の就労状況にかかわらず、今後、仕事や作業をしたいと思っているかたずねたところ、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者は「はい」（就労意向がある）が50%以上を占めています。

図表 2-23 今後の就労意向

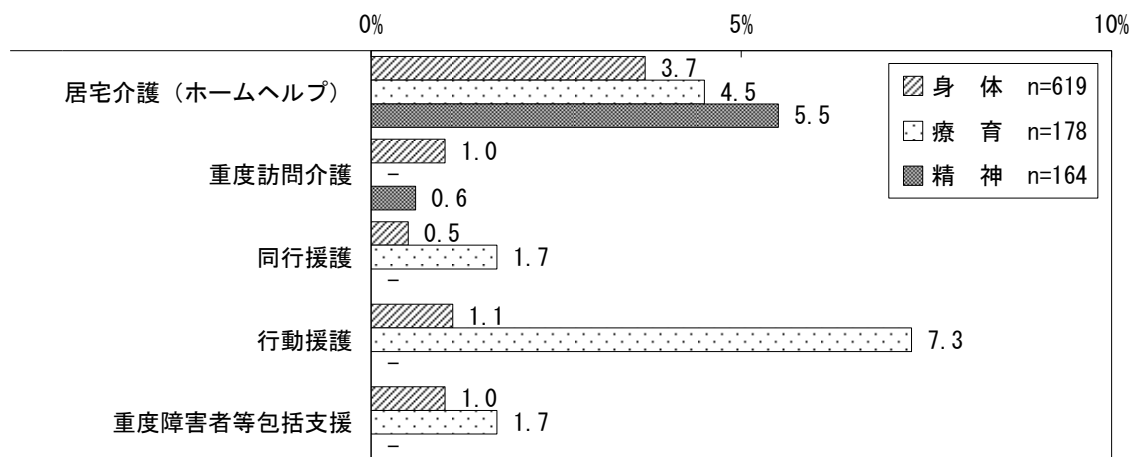


(8) 障害福祉サービスの利用状況

① 訪問系サービス

訪問系サービスの利用状況をみると、身体障害者手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は「居宅介護（ホームヘルプ）」が、療育手帳所持者は「行動援護」が高くなっています。

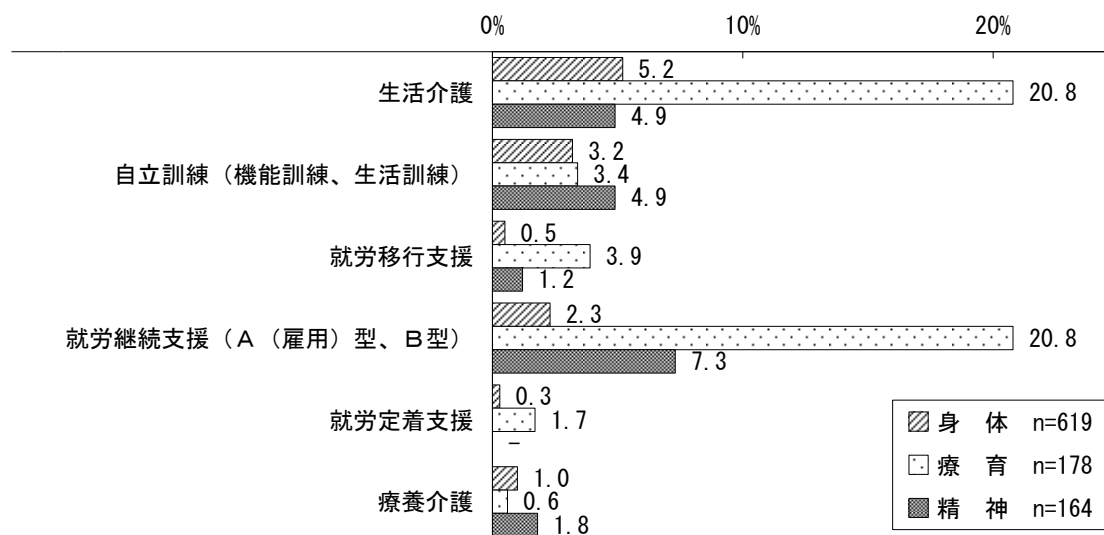
図表 2-24 訪問系サービスを「利用している」人の割合



② 日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用状況をみると、療育手帳所持者は「生活介護」及び「就労継続支援（A（雇用）型、B型）」が突出して高くなっています。

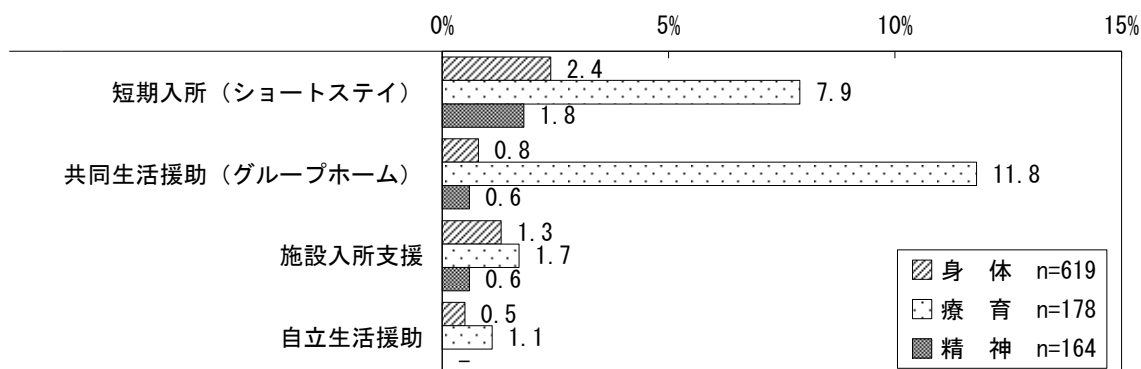
図表 2-25 日中活動系サービスを「利用している」人の割合



③ 居住（宿泊）系サービス

居住（宿泊）系サービスの利用状況をみると、療育手帳所持者は「共同生活援助（グループホーム）」及び「短期入所（ショートステイ）」が突出して高くなっています。

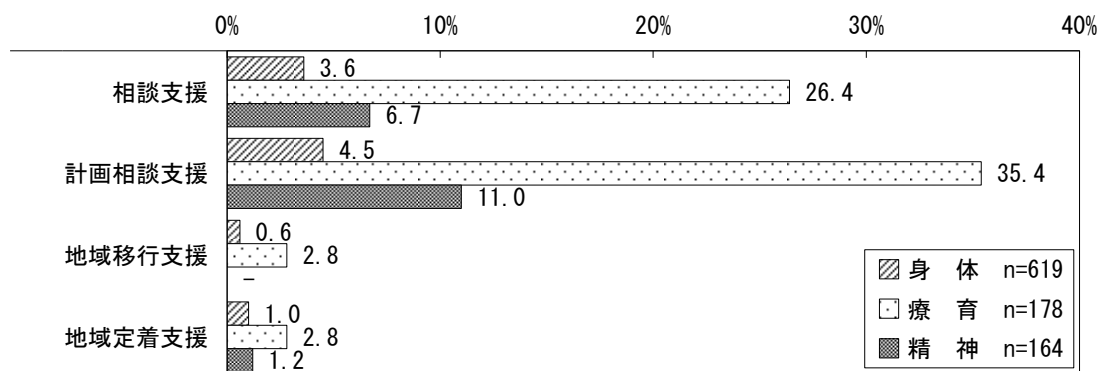
図表 2-26 居住（宿泊）系サービスを「利用している」人の割合



④ 相談系サービス

相談系サービスの利用状況をみると、いずれの手帳所持者も「計画相談支援」が最も高くなっています。また、療育手帳所持者は「計画相談支援」及び「相談支援」が他の手帳所持者に比べて高くなっています。

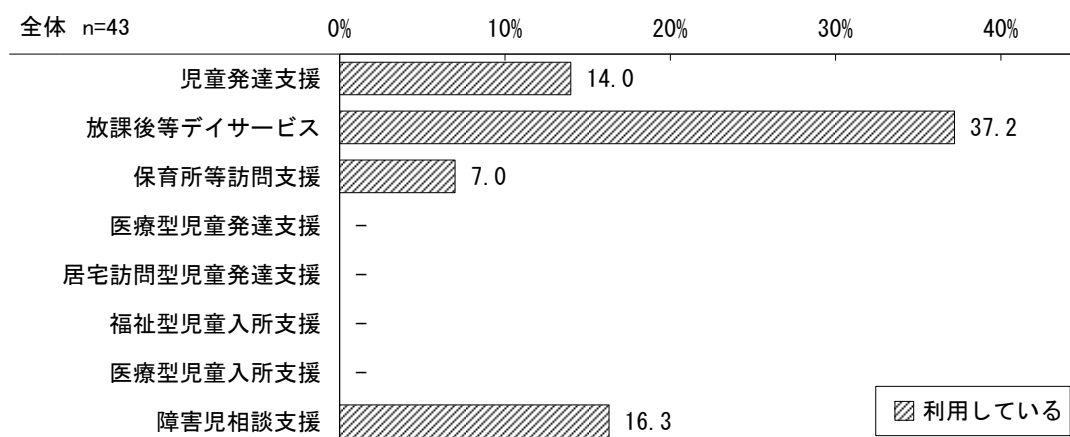
図表 2-27 相談系サービスを「利用している」人の割合



⑤ 児童系サービス

児童系サービスの利用状況をみると、「放課後等デイサービス」が37.2%と高くなっています。

図表 2-28 児童系サービスを「利用している」人の割合

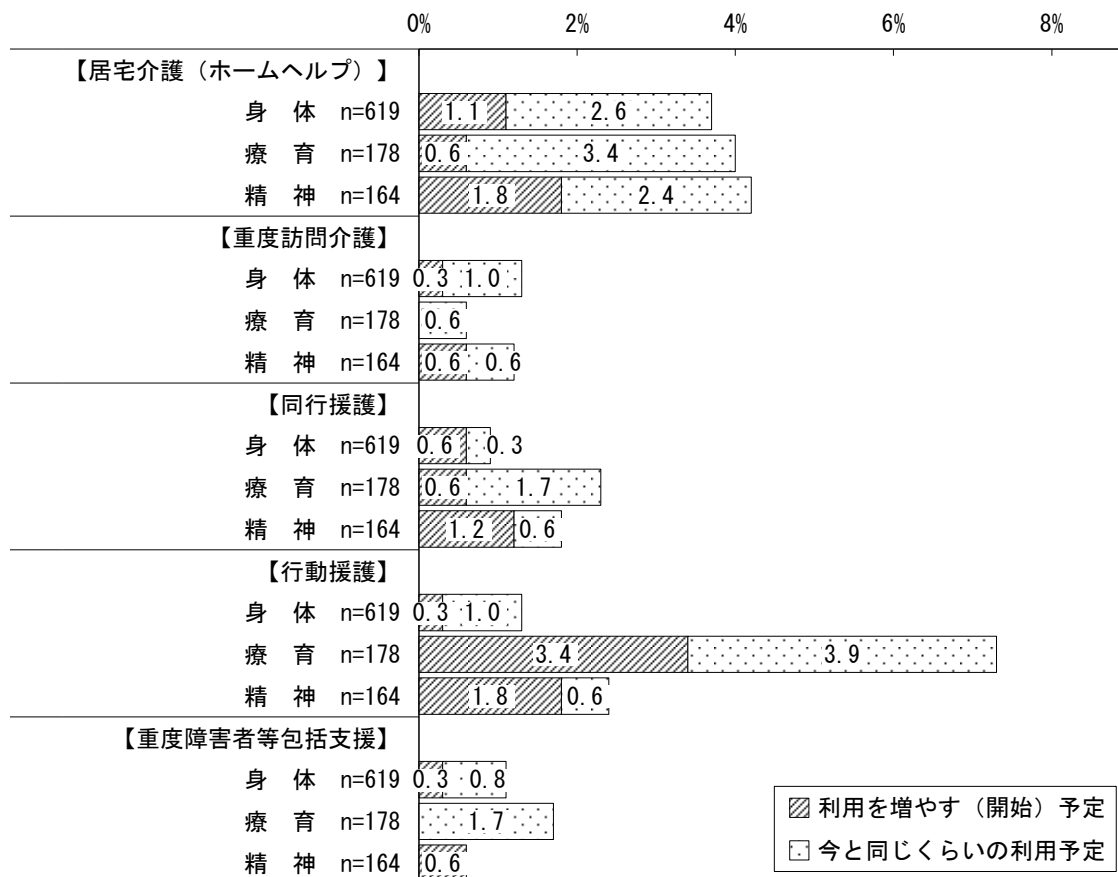


(9) 障害福祉サービスの利用予定

① 訪問系サービス

訪問系サービスの今後3年以内の利用予定をみると、療育手帳所持者は「行動援護」において〈利用予定あり〉（「利用を増やす（開始）予定」+「今と同じくらいの利用予定」）が高くなっています。

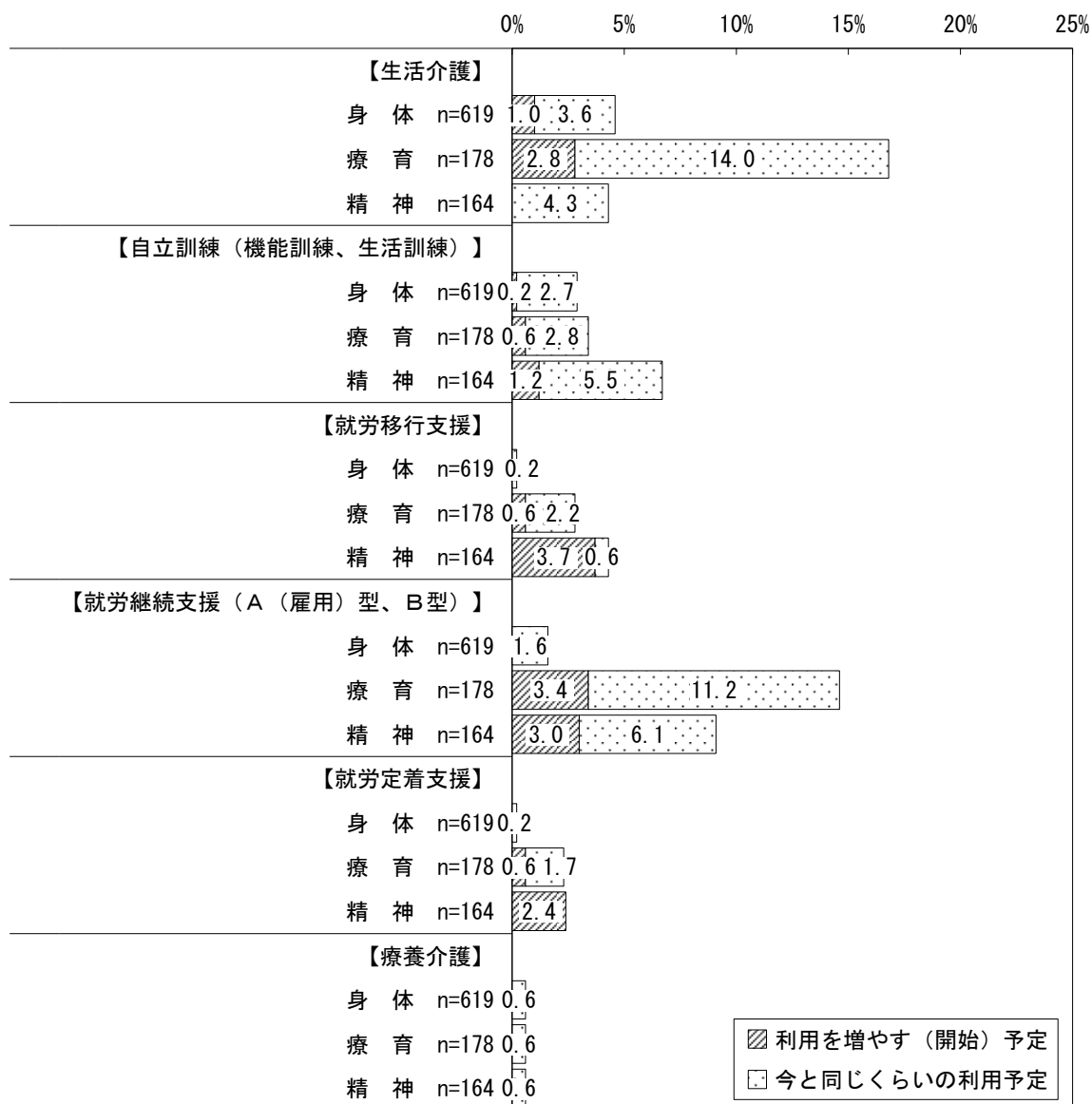
図表2-29 訪問系サービスの利用予定



② 日中活動系サービス

日中活動系サービスの今後3年以内の利用予定をみると、療育手帳所持者は「生活介護」及び「就労継続支援（A（雇用）型、B型）」において〈利用予定あり〉が高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者は、「就労移行支援」において「利用を増やす（開始）予定」が高くなっています。

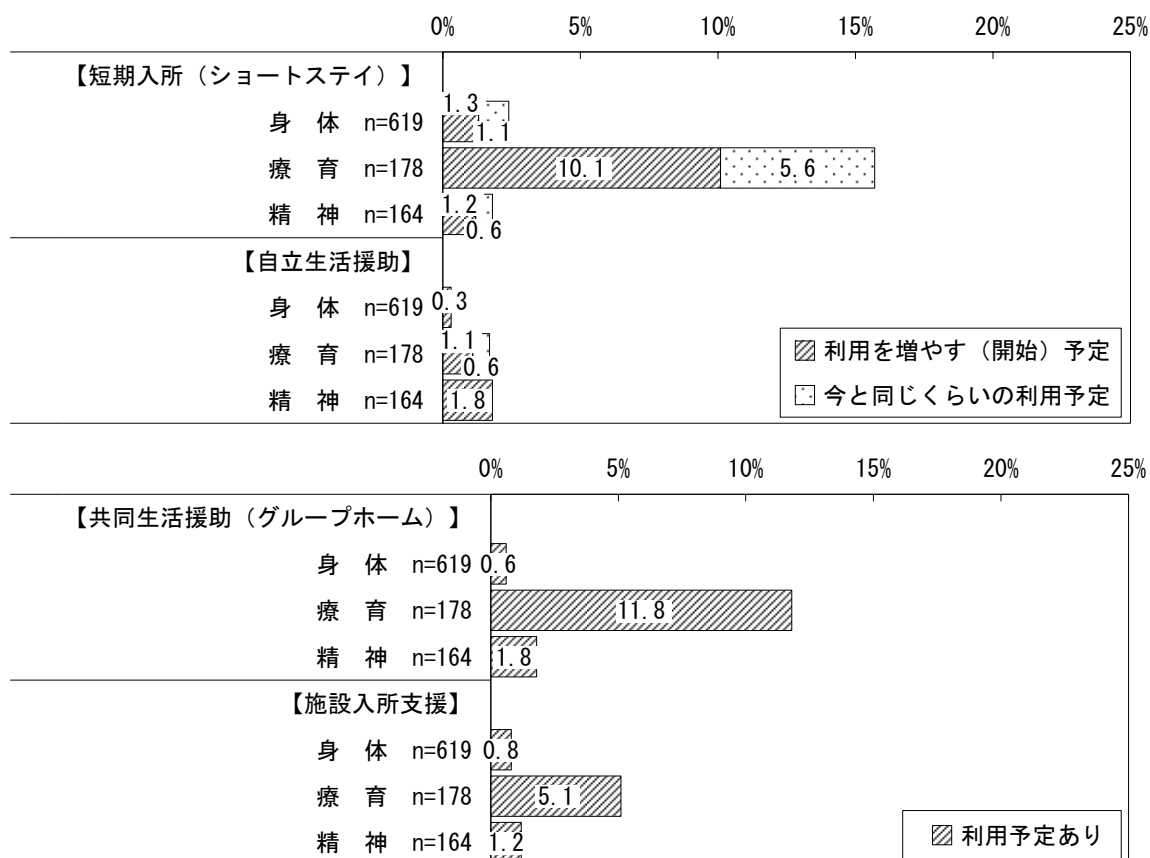
図表2-30 日中活動系サービスの利用予定



③ 居住（宿泊）系サービス

居住（宿泊）系サービスの今後3年以内の利用予定をみると、療育手帳所持者は「短期入所（ショートステイ）」及び「共同生活援助（グループホーム）」の〈利用予定あり〉が他の手帳所持者に比べて高くなっています。

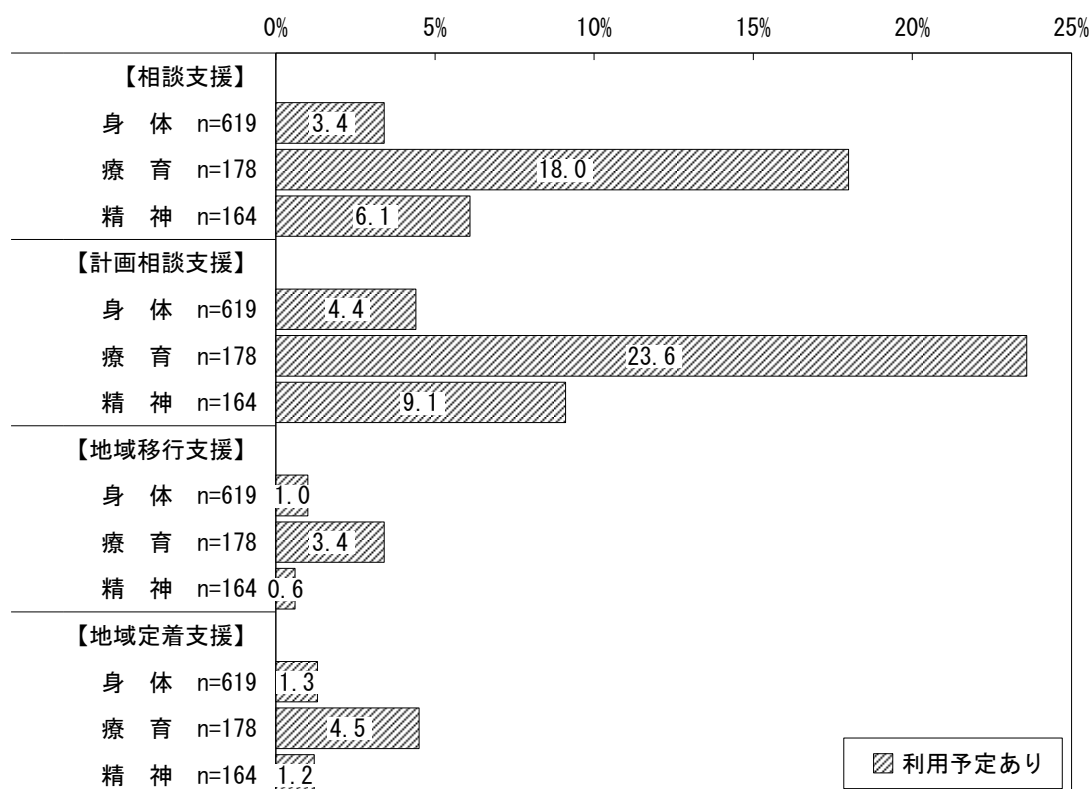
図表2-31 居住（宿泊）系サービスの利用予定



④ 相談系サービス

相談系サービスの今後3年以内の利用予定をみると、いずれの手帳所持者も「計画相談支援」の「利用予定あり」が最も高くなっています。また、療育手帳所持者は他の手帳所持者に比べて「相談支援」及び「計画相談支援」の「利用予定あり」が高くなっています。

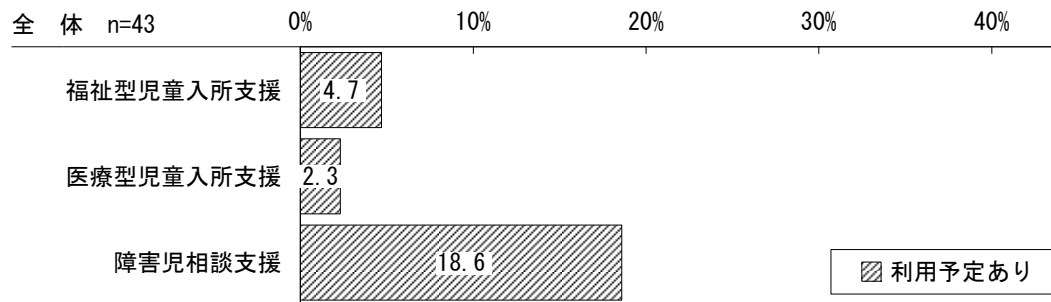
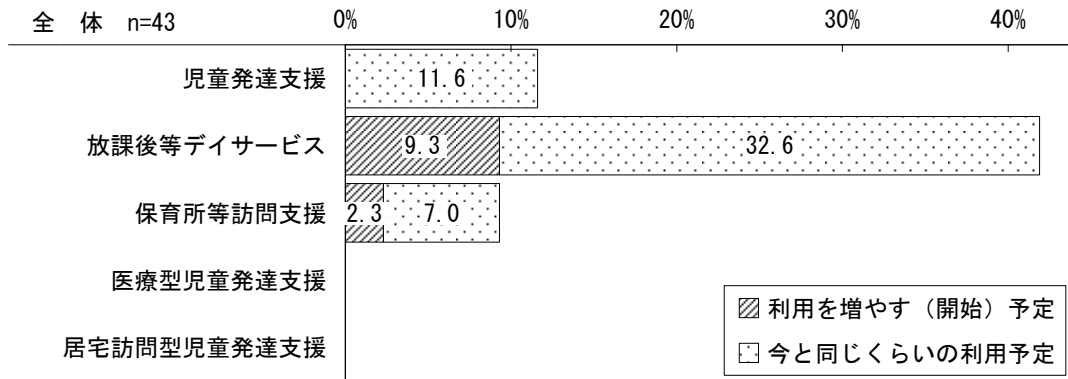
図表2-32 相談系サービスの利用予定



⑤ 児童系サービス

児童系サービスの今後3年以内の利用予定をみると、「放課後等デイサービス」の〈利用予定あり〉が突出して高くなっています。

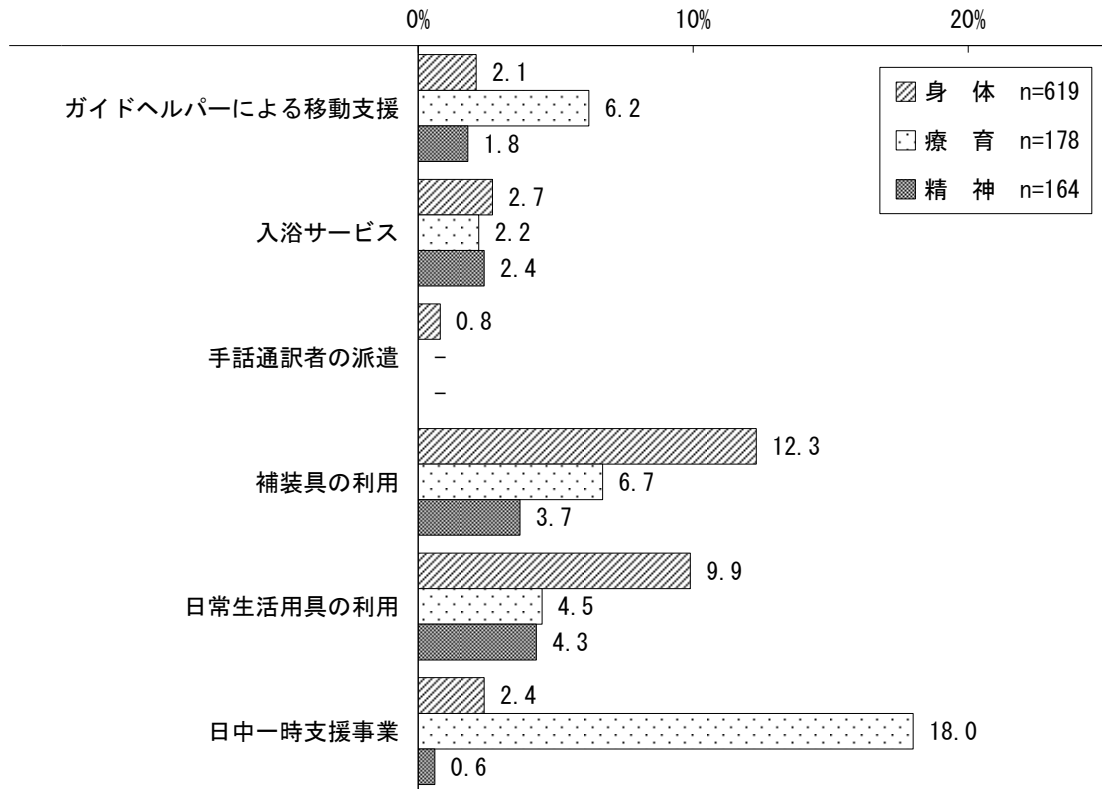
図表2-33 児童系サービスの利用予定



(10) 地域生活支援事業等の利用状況

地域生活支援事業等の利用状況は、身体障害者手帳所持者は「補装具の利用」が、療育手帳所持者は「日中一時支援事業」が高くなっています。

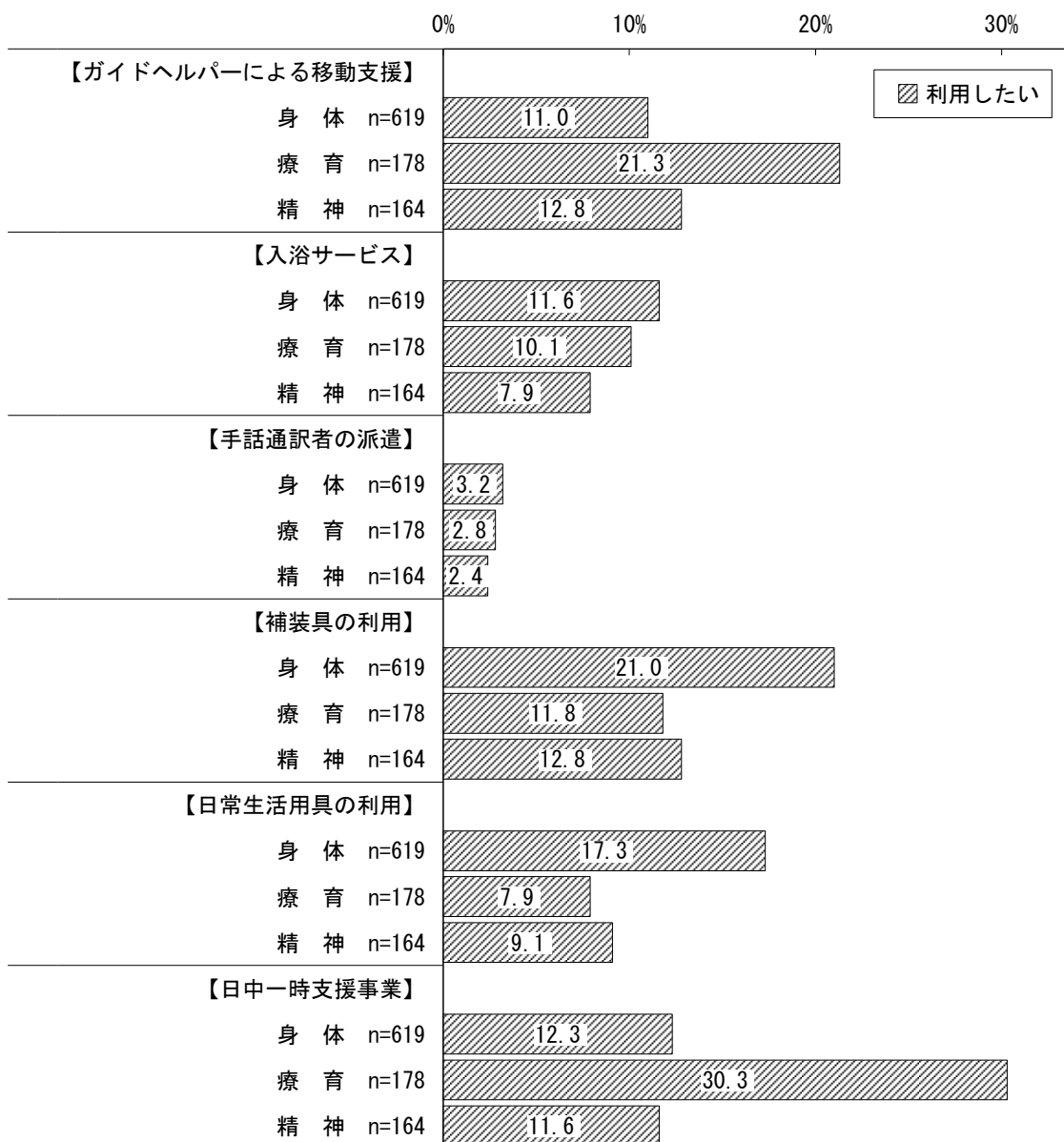
図表 2-34 地域生活支援事業等を「利用している」人の割合



(11) 地域生活支援事業等の利用意向

地域生活支援事業等の今後の利用意向をみると、身体障害者手帳所持者は「補装具の利用」が、療育手帳所持者は「日中一時支援事業」が高くなっています。

図表 2-35 地域生活支援事業等の利用意向



第3章

計画の理念と基本方針

1 基本理念

愛西市障害者計画（第2期）（平成29年度～令和8年度）では、「みんなが自立し、その人らしく生き生きと、ともに暮らせるまち」を基本理念とし、計画を推進していることから、これを障害者分野の基本理念とします。

本計画においても、この理念及び基本目標をふまえ、計画を推進します。

2 愛西市の障害福祉施策全般の基本目標

愛西市障害者計画（第2期）は、下記のとおり基本目標を示しています。

(1) 支え合いによる地域づくり

地域で共に暮らす障害のある人となない人との相互理解のため、障害への正しい理解を深めるための普及・啓発活動や、障害のある人との交流活動や福祉教育、ボランティア活動等を推進し、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

(2) 地域生活を支える体制づくり

障害の種別にかかわらず、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援ができる体制を築きます。また、ライフステージごとに継続した福祉のサービスが受けられるよう、量的・質的な充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

(3) 保健・医療サービスの充実

障害者が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることができるよう提供体制の充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

(4) 子どもの保育、教育環境の充実

障害児の能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や児童の特性に合った指導が重要です。そのため、療育体制の充実を図るとともに、特別支援教育の充実や地域・学校における支援体制の整備を推進します。

(5) 就労支援の充実

働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進します。

(6) 安心・安全な環境づくり

障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。

また、災害その他の緊急時にも安心安全が確保されるよう、避難支援体制や防犯対策等の取組を強化し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

(7) 社会参加できる環境づくり

障害の有無にかかわらず、社会活動に参画し生きがいのある暮らしを送ることができるよう、円滑に学習活動や文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションを行うことができる環境の更なる整備等を推進します。

3 本計画の基本方針

本計画では、厚生労働省及びこども家庭庁が示す基本指針に基づき、本計画の基本理念及び障害福祉施策全般の基本目標を踏まえ、下記の 7 つを基本方針として、施策を推進していきます。

(1) 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別や程度にかかわらず、障害のある人が自ら居住場所や受ける障害福祉サービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていける環境整備を進めます。

(2) 地域生活移行や就労支援等の課題への対応

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を充実するとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、地域におけるサービス提供体制の拠点づくりを進めます。

(3) 地域共生社会の実現に向けた取組への対応

法律や制度に基づかない支援を通じた、地域住民が主体的な地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めるとともに、制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保等に向けた体制づくりを進めるため、重層的支援体制整備事業との連携を図ります。

(4) 地域の実情に応じた障害福祉サービス等の対応

障害等により判断能力が不十分で、自らの意思を伝えることが難しい人や、地域生活への移行等が困難な人へのサービス提供体制を充実するとともに、障害のある人やその家族が安心して地域で生活できる体制づくりを進めます。

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たって、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援するため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な施設で支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(6) 障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中、安定的な障害福祉サービスや障害福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図るために専門性を高めるための研修の実施や、多職種間の連携等の体制づくりを進めるとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいきます。

(7) 障害のある人の社会参加の支援

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別や程度にかかわらず、障害のある人が多様なスポーツ、読書・音楽等の文化・芸術活動や健康づくりの分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる環境整備を進めます。さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図ります。

第4章

計画の指標

1 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実績

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 令和元年度末の施設入所者数人のうち、令和5年度末までに、地域での生活に移行する人が4人(7.1%)となることを目標としていましたが、令和5年度末時点の見込みは3人(5.4%)です。
- また、令和5年度末時点の施設入所者数は、令和元年度末施設入所者数56人から1人(1.8%)減少した55人となりましたが、令和5年度末現在の施設入所者数は3人(5.4%)減少して53人となる見込みです。

図表4-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行の目標と実績

項 目		数 値	考 え 方
令和元年度末の施設入所者数		56人	令和2年3月末の施設入所者
令和5年度末の施設入所者数		53人	令和5年度末時点の入所者の見込み
地域生活に移行する人数	目標	4人 (7.1%)	令和元年度末からの施設入所から地域（グループホーム等含む）への移行見込み
	実績	3人 (5.4%)	
施設入所者数の削減	目標	1人 (1.8%)	令和元年度末時点から令和5年度末までの施設入所者の削減数
	実績	3人 (5.4%)	

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 本市においては、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、「愛西市障害者地域総合支援協議会」にて協議の場を設けています。保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制の構築に努めました。

図表 4-2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	目標	1回	1回	1回
	実績	0回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	目標	13人	13人	13人
	実績	-	10人	8人
保健・医療関係者	目標	3人	3人	3人
	実績	-	2人	1人
障害福祉関係者	目標	5人	5人	5人
	実績	-	8人	7人
教育・雇用関係者	目標	5人	5人	5人
	実績	-	0人	0人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標	1回	1回	1回
	実績	0回	0回	0回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	目標	1人	1人	1人
	実績	1人	0人	0人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	目標	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	目標	36人	46人	59人
	実績	34人	35人	38人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	目標	1人	1人	1人
	実績	0人	1人	1人

(3) 地域生活支援拠点等の整備

- 第6期計画期間中、地域生活支援拠点の整備に至りませんでした。

図表4-3 地域生活支援拠点等の整備

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点の設置数	目標	1か所	1か所	1か所
	実績	0か所	0か所	0か所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	目標	1回	1回	1回
	実績	0回	0回	0回

(4) 福祉施設から一般就労への移行

- 令和5年度に、福祉施設から一般就労に移行した人を9人とすることを目標としていましたが、令和4年度時点の移行者数は2人となっています。

図表4-4 福祉施設から一般就労への移行

項 目	数値	考 え 方
一般就労移行者数	実績	6人 令和元年度に福祉施設から一般就労に移行した人数
	目標	9人 (1.50倍) 令和5年度に福祉施設から一般就労に移行する人数
	実績	2人 (0.40倍)

※実績は令和4年度

- 令和5年度に、就労移行支援利用者のうち一般就労に移行した人を4人とすることを目標としていましたが、令和4年度時点、6人となっており、目標を達成しています。

図表4-5 就労移行支援における一般就労移行者

項 目	数値	考 え 方
就労移行支援	実績	3人 令和元年度の就労移行支援における一般就労移行者数
	目標	4人 (1.33倍) 令和5年度の就労移行支援における一般就労移行者数
	実績	6人 (2.00倍)

※実績は令和4年度

- 令和5年度に、就労継続支援A型から一般就労に移行した人を2人とすることを目標としていましたが、令和4年度時点、3人となっており、目標を達成しています。
- 令和5年度に、就労継続支援B型から一般就労に移行した人を3人とすることを目標としていましたが、令和4年度時点の移行者数は2人です。

図表4-6 就労継続支援における一般就労移行者

項 目		数 値	考 え 方
就労継続支援A型	実績	1人	令和元年度の就労継続支援A型における一般就労移行者数
	目標	2人(2.00倍)	令和5年度の就労継続支援A型における一般就労移行者数
	実績	3人(3.00倍)	
就労継続支援B型	実績	2人	令和元年度の就労継続支援B型における一般就労移行者数
	目標	3人(1.50倍)	令和5年度の就労継続支援B型における一般就労移行者数
	実績	2人(1.00倍)	

※実績は令和4年度

- 令和5年度において、一般就労移行者のうち就労定着支援を利用する割合を70%にすることを目標にしていましたが、令和4年度時点の割合は14%です。
- 令和5年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を70%にすることを目標としていましたが、令和4年度時点、100%となっており、目標を達成しています。

図表4-7 就労定着支援

項 目		数 値	考 え 方
就労定着支援	実績	70%	令和元年度の一般就労移行者のうち就労定着支援を利用している割合
	目標	70%	令和5年度の一般就労移行者のうち就労定着支援を利用する割合
	実績	14%	
就労定着支援事業所の職場定着率	実績	50%	令和元年度の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所
	目標	70%	令和5年度の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所
	実績	100%	

※実績は令和4年度

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

- 令和4年7月に「愛西市発達支援センター」（児童発達支援センター）が開所し、就学前までの発達に障害のある児童や発達に心配のある児童とその保護者及び通所を終了した児童の保護者を支援しています。
- 医療的ニーズへの対応については目標を達成しています。
- 障害児支援の提供体制の整備に向けた取組については、目標を達成できませんでした。

図表4-8 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

項 目		令和5年度末
令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する（圏域での設置も可）	目標	1か所
	実績	1か所
令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する	目標	2か所
	実績	2か所

図表4-9 医療的ニーズへの対応

項 目		令和5年度末
令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する	目標	各1か所
	実績	各1か所
令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける	目標	設置
	実績	設置
令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する	目標	5人
	実績	5人

図表4-10 障害児支援の提供体制の整備に向けた取組

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（人/年）	目標	3人	3人	3人
	実績	0人	0人	0人
ペアレントメンターの人数（人/年）	目標	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人
ピアサポートの活動への参加人数（人/年）	目標	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人

※ペアレントトレーニング：ペアレントトレーニングでは、子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指します。専門家による療育場面でのトレーニングだけでなく、親が日常生活で子どもに適切にかかわることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進が期待できます。

※ペアレントメンター：自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のことです。

※ピアサポート：障害のある人生に直面し、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして仲間として支えることをいいます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

- 令和5年度末までに、基幹相談支援センターを設置することはできませんでした。

図表4-11 相談支援体制の充実・強化等

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センターの設置の有無	目標	無	無	1か所
	実績	無	無	無
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（年/件）	目標	-	-	5件
	実績	-	-	-
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数（年/件）	目標	-	-	3件
	実績	-	-	-
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（年/件）	目標	-	-	3件
	実績	-	-	-

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

- 国の指針に基づき、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築に関する目標を設定しましたが、達成できませんでした。

図表4-12 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	目標	5人	5人	5人
	実績	4人	3人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数	目標	12回	12回	12回
	実績	1回	1回	1回

2 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の目標

国の定める指針に基づき、障害福祉サービス等の質の向上に向けた目標を設定しました。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活への移行を進める観点から、施設入所者の地域生活への移行等を進めるにあたり、本人の意思を確認しつつ、地域移行を進めます。

【国の成果目標】

○ 地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上

○ 施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

図表4-13 施設入所者の地域生活への移行

基準値		指 標	令和8年度末
令和4年度末の施設入所者数	53人	施設入所者数	50人
		施設入所から地域への移行者数	4人(7.5%)
		施設入所者数の削減者数	3人(5.7%)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、「愛西市障害者地域総合支援協議会」において、より多様な関係者・関係機関の参画による協議を進めます。
- なお、目標設定にあたり、令和8年度末において、精神病床における1年以上長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）について、2人となる見込みを基に設定しています。

【国の成果目標】

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- 精神病床における1年以上入院患者数について、国が提示する推計式を用いて算定した目標値を超えないこと
- 精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

図表4-14 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等による協議の場への関係者の参加者数	11人	11人	12人
保健・医療関係者	3人	3人	3人
障害福祉関係者	5人	5人	5人
教育・雇用関係者	5人	5人	5人
当事者・家族等	0人	0人	1人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人/月	1人/月	1人/月
精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人/月	1人/月	1人/月
精神障害者の共同生活援助の利用者数	37人/月	39人/月	41人/月
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人/月	1人/月	1人/月
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	9人/月	9人/月	9人/月

(3) 地域生活支援の充実

- 障害者総合支援法の改正により、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ地域生活支援拠点の整備が努力義務化されました。本市においても、地域生活支援拠点の充実に努めます。
- 強度行動障害の支援ニーズを把握するための体制を構築し、ニーズに基づいた支援を行っていきます。

【国の成果目標】

- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

図表 4-15 地域生活支援の充実

指 標	令和8年度末
地域生活支援拠点の設置数	1か所
地域生活支援拠点等の機能充実のための効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	実施
地域生活支援拠点等の支援の実績等を踏まえた運用状況を年1回以上検証及び検討	年1回
強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズの把握	実施
強度行動障害を有する障害者に係る支援体制の整備	実施

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

- 就労移行支援事業等の推進によって、福祉施設から一般就労への移行を促進します。

【国の成果目標】

- 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

図表4-16 福祉施設から一般就労への移行等

基準値		指標		令和8年度末
令和3年度の一般就労への移行者数	11人	福祉施設の利用者のうち一般就労する人数		16人(1.45倍)
就労移行支援	5人	就労移行支援事業から一般就労する人数		7人(1.40倍)
就労継続支援A型	5人	就労継続支援A型事業から一般就労する人数		7人(1.40倍)
就労継続支援B型	1人	就労継続支援B型事業から一般就労する人数		2人(2.00倍)
令和3年度の就労定着支援の利用者数	11人	就労定着支援の利用者数		16人(1.45倍)

図表4-17 就労移行支援事業所、就労定着支援事業所

指標	令和8年度末
一般就労移行率が5割以上の一般就労移行支援事業所	50%以上
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所	25%以上

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

- 本市にはすでに「愛西市発達支援センター」が1か所あります。引き続き「愛西市発達支援センター」を中心として、地域における障害児やその家族への支援の強化を図り、地域の障害児の健全な発達を推進します。
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、「愛西市発達支援センター」をはじめとする障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用し、連携・協力しながら支援を行う体制の構築に努めます。
- 障害児支援の提供体制の整備に向けた取組の強化に努めます。
- 令和3年に施行された医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律を踏まえ、医療的ケア児等に関するコーディネーターの育成・配置を推進するとともに、協議の場を設け、医療的ケア児への支援の充実に努めます。

【国の成果目標】

- 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

図表4-18 障害児支援の提供体制の整備等

指 標	令和8年度末
児童発達支援センターの設置	1か所
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	各1か所
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	5人
保育所等訪問支援事業所数	2か所

図表4-19 障害児支援の提供体制の整備に向けた取組

指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	3人	3人	3人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラムの実施者数	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	1人

(6) 相談支援体制の充実・強化

- 令和6年4月から、各市町村において基幹相談支援センターの設置が努力義務となりました。本市においては、令和7年度の設置に向けて検討しており、地域の相談支援体制の充実・強化を図ります。
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等においては、個別事例が発生した際に適宜検討を行い、課題の解決に努めます。

【国の成果目標】

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

図表4-20 相談支援体制の充実・強化

指 標	令和8年度末
基幹相談支援センターの設置	1か所
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	実施
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	実施

図表4-21 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化のための取組

指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	-	5件	5件
基幹相談支援センターの地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	-	3件	3件
基幹相談支援センターの地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	-	3回	3回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施	-	実施	実施
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	-	1人	1人

図表4-22 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等のための取組

指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施	実施	実施	実施
協議会における相談支援事業所の参画による参加事業者・機関数	20か所	20か所	20か所
協議会の専門部会	設置数	3部会	3部会
	実施回数	15回	15回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 障害福祉サービス等の質を向上させるため、市の職員への研修や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制を構築します。

【国の成果目標】

○各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

図表 4-23 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	3人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	1回	1回	1回

第5章

障害福祉計画及び障害児福祉計画

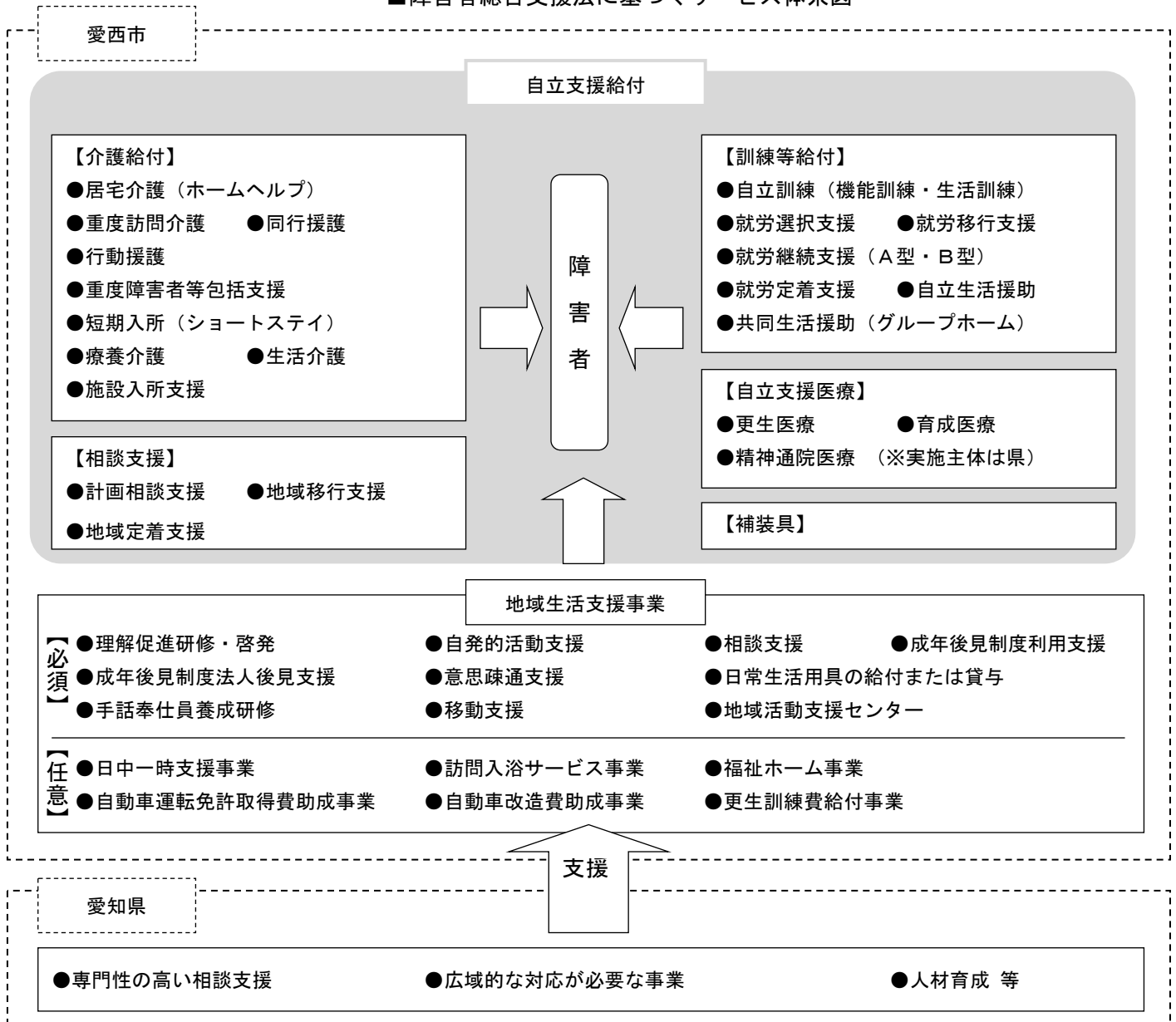
《障害福祉計画》

1 サービスの体系

障害者総合支援法に基づくサービスは、大きく「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つに分けられます。

「自立支援給付」は、障害の種別にかかわらず全国共通の仕組みで提供されるサービスです。「自立支援給付」には個々の人の障害の状態や介護者、居住の状況に応じ、必要な支援の量が支給決定される「障害福祉サービス」のほか、「相談支援」「補装具」「自立支援医療」などがあります。「地域生活支援事業」は、地域の特徴を踏まえ、市の独自性を活かした仕組みで提供されるサービスです。

■障害者総合支援法に基づくサービス体系図



2 自立支援給付

(1) 訪問系サービス

■訪問系サービスの概要

サービスの名称	主な対象者	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害支援区分が区分1以上(障害児はこれに相当する支援の度合)の人	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の要介護状態にあり、四肢の麻痺のある人。または、重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する人	常時介護を必要とする障害者に対して、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人	移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する方等であって常時介護を有する人	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する人で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある人。知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。

[第6期計画の実績とサービスの見込み量]

サービスの利用実績及びアンケート調査結果に基づき、実利用人数、1人当たりの利用量等を勘案し、利用者数及び量の見込みを算出します。

図表5-1 訪問系サービスの第6期計画の実績と見込み量（1か月あたり）

区	分	実 績									見 込 み		
		令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比			
居宅介護 (ホームヘルプ)	人	99	81	81.8%	105	93	88.6%	111	97	87.4%	102	107	112
	時間	3,265	2,945	90.2%	3,463	3,854	111.3%	3,661	3,148	86.0%	3,570	3,745	3,920
重度訪問介護	人	3	1	33.3%	3	2	66.7%	3	3	33.3%	3	3	4
	時間	142	187	131.7%	142	918	646.5%	142	871	613.4%	1,000	1,000	1,200
同行援護	人	7	3	42.9%	7	8	114.3%	7	9	128.6%	10	10	10
	時間	143	57	39.9%	143	102	71.3%	143	89	62.2%	110	110	110
行動援護	人	8	6	75.0%	8	6	75.0%	8	6	75.0%	6	6	6
	時間	96	123	128.1%	96	171	178.1%	96	155	161.5%	150	150	150
重度障害者等包括支援	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	0
	時間	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	0

※実績は、令和3年度末、令和4年度末、令和5年9月現在

[サービスの確保方策]

- 訪問系サービスは、障害者が地域で自立した生活を送るためには必須のサービスです。その中でも、重度障害者に対応できる重度訪問介護や、知的障害者・精神障害者が利用する行動援護については市内事業所に対し県や関係機関などが実施する研修等に関する情報提供を行い、専門的人材の確保・定着や質的向上を働きかけます。
- 市内の社会福祉法人や介護保険の訪問介護事業所などに対し、障害福祉サービス事業への参入を促すなど、サービスの安定的な提供体制の確保に努めます。
- サービスを必要とする障害のある人が適切にサービスを利用できるよう情報提供体制の充実を図ります。
- 施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を見据えて、多様な事業所の参入・確保に努めます。
- 重度障害者が在宅で豊かな生活を送れるよう、重度訪問介護の利用を促進します。
- 重度障害者等包括支援については、対象者の把握に努め、サービスの周知を図ります。

(2) 日中活動系サービス（介護給付）

■日中活動系サービス（介護給付）の概要

サービスの名称	主な対象者	サービスの内容
生活介護	常時介護を必要とする人で、障害支援区分が区分3以上（50歳以上の場合は、区分2以上）の人	常に介護を必要とする人に、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
療養介護	病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護を必要とする人で、 ・ALS患者等、呼吸管理を行っている人で障害支援区分が区分6の人 ・進行性筋萎縮症者、重症心身障害者で、障害支援区分が区分5以上の人	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所（ショートステイ）	障害支援区分が区分1以上（障害児はこれに相当する支援の度合）の人	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

[第6期計画の実績とサービスの見込み量]

サービスの利用実績及びアンケート調査結果に基づき、実利用人数、1人当たりの利用量等を勘案し、利用者数及び量の見込みを算出します。

図表5-2 日中活動系サービス（介護給付）の第6期計画の実績と見込み量（1か月あたり）

区 分		実 績									見込み		
		令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比			
生活介護	人	160	150	93.8%	181	164	90.6%	205	167	81.5%	175	184	193
	日	3,246	3,015	92.9%	3,672	3,305	90.0%	4,159	3,819	91.8%	3,850	4,048	4,246
療養介護	人	9	10	111.1%	9	10	111.1%	9	10	111.1%	10	10	10
短期入所（福祉型）	人	26	9	34.6%	27	19	70.4%	29	18	62.1%	19	20	21
	日	132	34	25.8%	137	156	113.9%	147	120	81.6%	143	150	158
短期入所（医療型）	人	2	0	0.0%	2	2	100.0%	2	3	150.0%	3	3	3
	日	12	0	0.0%	12	11	91.7%	12	13	108.3%	13	13	13

※実績は、令和3年度末、令和4年度末、令和5年9月現在

[サービスの確保方策]

- サービス提供事業者に対して、県や関係機関などが実施する研修等に関する情報提供を行い、専門的人材の確保や質的向上を働きかけます。
- 生活介護については、障害のある人の高齢化に伴い、利用の増加が見込まれます。身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。
- 短期入所については、緊急時の対応を含めて十分な受け入れ枠が確保されるよう、提供事業者への働きかけを行います。
- 特別支援学校の卒業生や在宅の重度障害者が希望する日中活動系サービスを利用できるよう、サービス提供事業所の確保に努め、日中活動系サービスの拡充に努めます。

(3) 日中活動系サービス（訓練給付）

■日中活動系サービス（訓練給付）の概要

サービスの名称	主な対象者	サービスの内容
自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障害のある人、または難病を患っている人	自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 （生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、支援が必要な知的障害のある人・精神障害のある人	自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	就労移行支援または就労継続支援を利用する意向を有する人及び現に就労移行支援または就労継続支援を利用している人	障害者本人が就労先・働き方についてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ、企業等への雇用や在宅就労が見込まれる人（65歳未満）	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 （A型）	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人（利用開始時に65歳未満）で、 ・就労移行支援により一般企業の雇用に結びつかなかった人 ・特別支援学校を卒業して雇用に結びつかなかった人 ・就労経験があり、一般企業を離職した人	①事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。 ②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。 ※労働基準法等、関係法規を遵守する必要があります。
就労継続支援 （B型）	就労の機会を通じて、生産活動に係る知識・能力の向上や維持が期待される人 ・就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援（A型）の雇用に結びつかなかった人 ・一般企業等での就労経験はあるが、年齢や体力の面から就労が困難となった人 ・50歳に達している人 ・企業等の雇用、就労移行支援、就労継続支援（A型）の利用が困難と判断された人	①就労の機会や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は締結しない） ②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

[第6期計画の実績とサービスの見込み量]

サービス利用実績及びアンケート調査結果に基づき、実利用人数、1人当たりの利用量等を勘案し、利用者数及び量の見込みを算出します。

また、新たに創設された「就労選択支援」は、特別支援学校卒業者数、就労移行支援、就労継続支援A型または就労継続支援B型を新たに利用する人数、就労移行支援、就労継続支援A型または就労継続支援B型の現在の利用人数等を勘案して見込みました。

図表5-3 日中活動系サービス（訓練給付）の第6期計画の実績と見込み量（1か月あたり）

区 分	実 績									見 込 み			
	令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比				
自立訓練 (機能訓練)	人	1	3	300.0%	1	1	100.0%	1	0	0.0%	3	3	3
	日	19	35	184.2%	19	15	78.9%	19	0	0.0%	38	38	38
自立訓練 (生活訓練)	人	8	6	75.0%	16	9	56.3%	32	7	21.9%	10	11	12
	日	73	87	119.2%	147	123	83.7%	293	105	35.8%	143	157	171
うち精神障害者	人	-	5	-	-	8	-	-	7	-	9	9	9
就労選択支援	人											5	5
就労移行支援	人	29	22	75.9%	35	27	77.1%	41	28	68.3%	30	32	34
	日	517	419	81.0%	624	529	84.8%	731	434	59.4%	540	576	612
就労継続支援 (A型)	人	69	65	94.2%	74	50	67.6%	79	61	77.2%	70	72	74
	日	1,360	1,448	106.5%	1,458	1,521	104.3%	1,557	1,205	77.4%	1,400	1,440	1,480
就労継続支援 (B型)	人	170	172	101.2%	173	187	108.1%	176	207	117.6%	209	211	213
	日	3,096	3,276	105.8%	3,151	3,659	116.1%	3,205	3,827	119.4%	3,971	4,009	4,047
就労定着支援	人	13	6	46.2%	16	7	43.8%	20	7	35.0%	8	10	12

※実績は、令和3年度末、令和4年度末、令和5年9月現在

[サービスの確保方策]

- 県と連携しながら、発達障害や高次脳機能障害等に対応できる事業者の参入を促します。また、利用ニーズの把握に努め、希望する人がサービスの提供を受けられるように努めます。
- 就労継続支援A型・B型については、障害者就職面接会や企業説明会などへの参加を呼びかけ、就労意欲を高めることにより、一般就労への移行をすすめます。また、個々の状況に応じて就労が継続できる体制を強化します。
- 自立した生活を支えることができるよう、「障害者優先調達推進法」の事業所への周

知を図り、工賃の確保に留意します。また、公共施設の授産製品の紹介コーナーについて、充実を図ります。

- 就労支援は専門性の高い分野であるため、就労支援施設の職員に対して、就労支援スキルの充実をめざして、愛知障害者職業センター等が開催する研修への参加を呼びかけます。
- 一般就労中であっても、支援の必要性に応じて、就労系障害福祉サービスが適切に利用されるよう働きかけます。

(4) 居住系サービス

■居住系サービスの概要

サービスの名称	主な対象者	サービスの内容
共同生活援助 (グループホーム)	18歳以上の「障害者」が利用可能。「障害」には身体障害、知的障害、精神障害及び難病患者等のいずれも含まれる	主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護の対象者で、障害支援区分が区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上）の人 ・自立訓練・就労移行支援の利用者で、生活能力上、単身の生活が困難な人や地域の社会資源の状況から通所が困難な人 	施設に入所している人に夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
自立生活援助	<p>障害者支援施設・共同生活援助を行う住居等を利用していた人。または居宅において単身であるためもしくは同居家族等が障害や疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での問題に対する支援が見込めない状況にある人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある人 ・一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な人 ・障害、疾病等の家族と同居しており、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な人 	定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

[第6期計画の実績とサービスの見込み量]

サービス利用実績及びアンケート調査結果に基づき、障害のある人のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、整備計画等を勘案して利用者数の見込みを算出します。

施設入所支援については、成果目標である令和8年度末時点の施設入所者数を勘案して見込みました。

図表5-4 居住系サービスの第6期計画の実績と見込み量（1か月あたり）

区 分	実 績									見 込 み			
	令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比				
共同生活援助	人	107	116	108.4%	125	121	96.8%	147	127	86.4%	132	137	142
うち精神障害者	人	36	28	77.8%	46	32	69.6%	59	35	59.3%	37	39	41
施設入所支援	人	57	55	96.5%	57	52	91.2%	57	51	89.5%	52	51	50
自立生活援助	人	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	1
うち精神障害者	人	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	1

※実績は、令和3年度末、令和4年度末、令和5年9月現在

[サービスの確保方策]

- 障害のある人が地域の中で必要な支援を受けながら暮らす生活の場として整備の必要性が高いため、設置にあたっては県や近隣市町村の動向を踏まえるとともに、サービス提供事業者との連携や情報提供などを通じて参入促進に努めます。また、県や関係機関などが実施する研修等に関する情報提供を行い、専門的人材の確保や質的向上を働きかけます。
- グループホームの設置を促進するにあたり、障害のある人に対する誤解・偏見が生じないように、障害に対する正しい理解や知識について、地域住民への啓発を図ります。
- 施設入所支援については、審査会を通じて決定する障害支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めます。
- 自立生活援助については、近隣にサービス提供事業所が少なく、利用ニーズの把握も困難ですが、居宅での単身生活を行う上で希望する人も想定されることから、必要な人が利用できるよう努めます。

(5) 相談支援

■相談支援の概要

サービスの名称	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害者に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、また、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対して、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談、障害福祉サービスの体験的な利用支援、体験的な宿泊支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障害者、地域生活が不安定な障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談を行います。

[第6期計画の実績とサービスの見込み量]

サービス利用実績、アンケート調査結果、相談支援の利用者数等を勘案して、利用者数の見込みを算出します。

図表5-5 相談支援の第6期計画の実績と見込み量（1か月あたり）

区分	実績									見込み			
	令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比				
計画相談支援	人	128	110	85.9%	147	120	81.6%	169	127	75.1%	136	145	154
地域移行支援	人	1	0	-	1	0	-	1	0	-	1	1	1
うち精神障害者	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	1	1
地域定着支援	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	1	1
うち精神障害者	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	1	1

※実績は、令和3年度末、令和4年度末、令和5年9月現在

[サービスの確保方策]

- 計画相談支援については、利用者の心身の状況、社会活動や介護者・居住等の状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価などを適切に把握できる人材の育成に努めます。
- 病院や施設から地域生活に移行する際の住居確保や手続の同行などの地域移行支援と、地域生活移行後の相談体制の確保や緊急時の連絡などの地域定着支援を活用できるように、当事者を始め、家族、病院、地域等関係する人々への啓発活動を行い、あわせて事業の周知を図ります。

3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施します。障害のある人の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

なお、地域生活支援事業には、法律上実施しなければならない必須事業と市町村が独自に行う任意事業の2種類があります。

■地域生活支援事業一覧

必須事業	<ul style="list-style-type: none"> ○理解促進研修・啓発事業 ○自発的活動支援事業 ○相談支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援事業 ・基幹相談支援センター等機能強化事業 ・住宅入居等支援事業 ○成年後見制度利用支援事業 ○成年後見制度法人後見支援事業 ○意思疎通支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ・手話通訳者設置事業 ○日常生活用具給付等事業 <ul style="list-style-type: none"> ・介護・訓練支援用具 ・自立生活支援用具 ・在宅療養等支援用具 ・情報・意思疎通支援用具 ・排泄管理支援用具 ・居宅生活動作補助用具（住宅改修費） ○手話奉仕員養成研修事業 ○移動支援事業 ○地域活動支援センター事業
任意事業	<ul style="list-style-type: none"> ○日中一時支援事業 ○訪問入浴サービス事業 ○福祉ホーム事業 ○自動車運転免許取得費助成事業 ○自動車改造費助成事業 ○更生訓練費給付事業

◆ 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う事業です。

①教室等開催

障害特性（精神障害、発達障害、高次脳機能障害、盲ろう者、重症心身障害児、難病など）を分かりやすく解説するとともに、手話や介護等の実践や障害特性に対応した福祉用具等の使用等を通じ、障害者等の理解を深めるための教室等を開催します。

②事業所訪問

地域住民が、障害福祉サービス事業所等へ直接訪問する機会を設け、職員や当事者と交流し、障害者等に対して必要な配慮・知識や理解を促します。

③イベント開催

有識者による講演会や障害者等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障害者等に対する理解を深めます。

④広報活動

障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介等、障害者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施します。

⑤その他形式

上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により実施します。

図表 5-6 理解促進研修・啓発事業の第6期計画の実績と見込み

区 分	実 績						見 込 み		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績			
理解促進研修・啓発事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	

[サービスの確保方策]

- 外見からは障害があることが分かりづらい人が周囲に支援を求めるために有効となるツール等の周知、頒布を行い、心のバリアフリーを推進します。

(2) 自発的活動支援事業

障害者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する事業です。

本市においては実施の予定はありませんが、ニーズの把握に努めます。

図表5-7 自発的活動支援事業の第6期計画の実績と見込み

区 分	実 績						見 込 み		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績			
自発的活動支援事業の実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

(3) 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

障害者等やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行う事業です。

- ・ 障害福祉サービスの情報提供及び相談等の利用援助
- ・ 各種支援施策や社会資源を活用するための助言及び指導等の支援
- ・ 社会生活力を高めるための支援
- ・ ピアカウンセリング
- ・ 権利の擁護のために必要な援助
- ・ 専門機関の紹介
- ・ 虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整
- ・ その他障害者等への必要な支援

また、「愛西市障害者地域総合支援協議会」において、地域の相談機関相互の情報交換や相談技術の向上等を目的として、相談支援センターを核とする障害者の総合相談支援ネットワーク化を図るとともに、保健、医療、学校、企業等との協力体制の充実を図ります。

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員の配置や、基幹相談支援センター等が地域における相談支援業者に対する専門的な指導・助言、人材の育成の支援など、相談支援体制の強化に向けた取組を行う事業です。

③ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する事業です。

第7期計画期間においては実施の予定はありませんが、ニーズの把握に努めます。

図表5-8 相談支援事業の第6期計画の実績と見込み

区 分	実 績						見 込 み		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績			
障害者相談支援事業 か所	1	2	1	2	1	2	2	2	2
基幹相談支援センター等機能強化事業の実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	実施	実施
住宅入居等支援事業の実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

[サービスの確保方策]

- 令和7年度の基幹相談支援センターの設置に向けて検討しており、地域の相談支援体制の充実・強化を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障害者または精神障害者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行う事業です。

図表5-9 成年後見制度利用支援事業の実績と見込み量

区 分		実 績									見 込 み		
		令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比			
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	100.0%	1	3	300.0%	1	2	200.0%	3	3	3

[サービスの確保方策]

- 市の公式ホームページ等への掲載を通して、事業内容や対象となる障害の種類について周知を図ります。
- 令和5年に開所した愛西市権利擁護支援センターを中心として、利用支援や事業に関する周知を進めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行う事業です。

第7期計画期間においては、令和8年度に実施する予定です。

図表5-10 成年後見制度法人後見支援事業の実績と見込み

区 分	実 績						見込み		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績			
成年後見制度法人後見支援事業	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

[サービスの確保方策]

- 「愛西市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、法人後見の育成のしくみづくりを行います。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行う事業です。

図表5-11 意思疎通支援事業の実績と見込み量

区 分		実 績									見込み		
		令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比			
手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用者数	人	8	6	75.0%	12	5	41.7%	17	3	17.6%	7	7	7
手話通訳者設置事業の設置人数	人	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	1

[サービスの確保方策]

- 手話通訳者派遣事業の実施とともに、要約筆記者派遣事業を行うことにより、手話を使用しない人への対応力を高め、情報バリアフリーの環境づくりを図ります。
- 手話通訳者設置事業については、市が行う養成講座を通して、手話通訳ボランティアのスキル向上を図り、県の認定手話通訳者を確保して手話通訳者の設置を目指します。

(7) 日常生活用具給付等事業

重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行う事業です。

[日常生活用具]

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、頭部保護帽、歩行補助つえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、酸素ポンプ運搬車、視覚障害者用体温計（音声式）、視覚障害者用体重計、動脈血中酸素飽和度濃度測定器（パルスオキシメーター）
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用音声ICタグレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工内耳スピーチプロセッサ（買替え）、人工喉頭
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙オムツ等（紙オムツ、脱脂綿、サラシ、ガーゼ、洗腸用具）、収尿器
住宅改修費	居宅生活動作補助用具

図表 5-12 日常生活用具給付等事業の実績と見込み量

区 分	実 績									見込み			
	令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比				
介護・訓練支援用具	件	8	1	12.5%	8	3	37.5%	8	4	50.0%	6	7	8
自立生活支援用具	件	14	5	35.7%	14	6	42.9%	14	3	21.4%	7	7	7
在宅療養等支援用具	件	13	12	92.3%	13	10	76.9%	13	10	76.9%	13	13	13
情報・意思疎通支援用具	件	12	3	25.0%	14	10	71.4%	17	2	11.8%	10	10	10
排泄管理支援用具	件	1,839	1,934	105.2%	1,943	1,975	101.6%	2,054	1,453	70.7%	2,054	2,095	2,137
住宅改修費	件	6	0	0.0%	8	0	0.0%	11	1	9.1%	2	2	2

[サービスの確保方策]

- 事業内容や給付の対象となる種類について周知を図るとともに、日常生活用具の給付を通して、障害のある人の日常生活の利便を図り、自立生活を支援します。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を習得した者）の養成研修を行う事業です。

図表 5-13 手話奉仕員養成研修事業の実績と見込み量

区 分	実 績									見込み			
	令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比				
手話奉仕員養成研修事業講習修了者数	人	10	11	110.0%	10	9	90.0%	10	17	170.0%	17	17	17

[サービスの確保方策]

- ボランティア活動に興味がある人を把握し、活動の場を提供するなどボランティアの育成に努めます。その中で、手話に興味がある人に手話奉仕員養成研修への参加を働きかけます。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行う事業です。

図表 5-14 移動支援事業の実績と見込み量

区 分		実 績									見込み		
		令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比			
実利用者数	人	63	37	58.7%	63	45	71.4%	63	53	84.1%	61	69	77
延べ利用時間	時間	3,510	2,281	65.0%	3,510	2,690	76.6%	3,510	1,927	54.9%	3,100	3,500	3,900

[サービスの確保方策]

- 障害のある人の多様な活動、社会参加や自己実現を支える重要な福祉サービスとして、今後も継続して支援します。

(10) 地域活動支援センター事業

障害者等に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う事業です。

図表 5-15 地域活動支援センター事業の実績と見込み

区 分		実 績									見込み			
		令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
		計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比				
市内	地域活動支援センター事業	か所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	2
	実利用者数	人	32	34	106.3%	32	32	100.0%	32	27	84.4%	34	34	34
市外	地域活動支援センター事業	か所	22	23	104.5%	22	23	104.5%	22	23	104.5%	23	23	23
	実利用者数	人	44	36	81.8%	44	37	84.1%	44	37	84.1%	37	37	37

[サービスの確保方策]

- 障害のある人が創作活動を通じて生きがいもてる場と位置づけ、地域活動支援センターの提供事業者を支援します。

◆ 任意事業

■任意事業の概要

サービスの名称	サービスの内容
日中一時支援事業	障害者等に対して、日中における活動の場を提供し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するための事業です。
訪問入浴サービス事業	重度身体障害者を対象に、自宅での入浴サービスを行う事業です。
福祉ホーム事業	現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で、居宅その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の提供を行い、障害者の地域生活をサポートする事業です。
自動車運転免許取得費助成事業	身体に機能障害を有する人が就労等に伴い自動車運転免許を取得する際に、免許取得に要する経費の一部の補助を行う事業です。
自動車改造費助成事業	上肢、下肢、あるいは体幹に機能障害を有する人が、自動車を取得する際に必要な改造経費の一部の補助を行う事業です。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする事業です。

図表 5-16 任意事業の実績と見込み量

区 分		実 績									見 込 み		
		令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比			
日中一時支援事業	事業所	32	33	103.1%	32	35	109.4%	32	35	109.4%	35	35	35
	人	99	96	97.0%	99	89	89.9%	99	94	94.9%	96	96	96
訪問入浴サービス事業	事業所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	3	2	66.7%	2	2	2
	人	7	7	100.0%	7	4	57.1%	8	4	50.0%	7	7	7
福祉ホーム事業	か所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	2
	人	7	7	100.0%	7	8	114.3%	7	7	100.0%	8	8	8
自動車運転免許取得費助成事業	人	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1	0	0.0%	1	1	1
自動車改造費助成事業	人	6	1	16.7%	8	2	25.0%	11	1	9.1%	3	3	3
更生訓練費給付事業	人	23	22	95.7%	27	23	85.2%	31	25	80.6%	26	27	28

[サービスの確保方策]

- 日中一時支援事業は、家族の一時的な休息を確保するための重要な福祉サービスとして、今後も継続して支援します。
- 訪問入浴サービス事業は、身体を清潔に保つことは、介護を必要としている人にとってはとても大切なことであり、様々な病気（床ずれ、皮膚病等）の予防、発見に繋がります。利用対象者は限られていますが、自宅で暮らす障害のある人の心身状況と生活の質の維持に不可欠な福祉サービスとして今後も継続して事業を実施します。
- 福祉ホーム事業は、福祉ホームの設置目的を踏まえ、入居を希望する障害者に対して、事業者との連携を図り支援を行います。
- 自動車運転免許取得費助成事業は、社会参加を支援する事業として、サービスの内容や対象となる障害の種類について周知を図ります。
- 自動車改造費助成事業は、社会参加を支援する事業として、サービスの内容や対象となる障害の種類について周知を図ります。
- 更生訓練費給付事業は、対象者の把握および適正な給付に努めます。

4 権利擁護と安全確保

(1) 障害を理由とする差別解消の推進

障害者週間等で開催される各種イベントを活用し啓発に努め、広報やホームページを通じて、市民への障害に対する理解の促進に努めます。

また、本市における相談体制を整備し、「愛西市障害者地域総合支援協議会」や県と連携を図ることでさらなる充実を図ります。

(2) 障害者（児）等に対する虐待防止

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」及び障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止委員会の設置、従業者に対する研修の実施及び虐待の防止に関する担当者の配置が義務化となりました。

相談支援専門員、サービスに携わる職員に対しては、虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求め、虐待防止に関する高い意識を持つよう研修等を通じ啓発に努めるとともに、関係機関の連携体制の強化を図ります。

(3) 障害者（児）の安全確保

障害福祉サービス事業所等においては、災害時等を見据え平常時から地域住民や関係機関との緊密な関係を築けるよう取り組み、障害のある人にわかりやすい情報提供ができる仕組みづくりを検討します。

また、感染症の対応も必要であるため、福祉サービス事業所へ感染防止対策の周知を徹底し、必要な支援を行います。

5 共生社会の実現

多様化する市民ニーズや複合的な課題に対応するため誰もが安心して暮らせる「共生社会」の実現が求められています。特に、障害福祉分野では、これまで進めてきたさまざまな取組の一層の普及に向けて、社会全体、地域全体が障害者を受け入れられる体制を整備することが必要です。さらに、重層的支援体制整備事業との連携を図り、複合的な課題に向けた取組を推進します。

そのため、地域福祉の活動を行う団体や関係機関との連携を推進するとともに庁内における横断的な体制づくりに努め、適切に対応するためのネットワークを充実させていきます。

また、市民の身近な圏域において、市民が主体的に地域の課題を把握し、解決を試みることができる体制づくりを支援します。

《障害児福祉計画》

1 障害児福祉サービス

子ども・子育て支援法には「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならぬ。」と基本理念が定められています。障害児支援では、共生社会の形成促進の観点から、教育・保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築が重要です。障害児においては就学前と就学後では生活環境が大きく変わる中、ライフステージに応じた日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等適切な支援が求められます。

■障害児福祉サービスの概要

サービスの名称	主な対象者	サービスの内容
児童発達支援	身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童（発達障害児を含む）	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害のある児童	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障害のある児童	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての障害のある児童	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある児童	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

[第2期計画の実績とサービスの見込み量]

現に利用している障害児の数、1人当たりの利用量等及びアンケート調査結果を勘案して、利用児童数及び量の見込みを算出します。また、本計画においては、国の指針に基づき、医療型児童発達支援は児童発達支援と一体化しました。

図表5-17 障害児福祉サービスの第2期計画の実績と見込み量（1か月あたり）

区 分	実 績									見 込 み			
	令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比				
児童発達支援	人	39	47	120.5%	39	57	146.2%	39	57	143.6%	59	59	59
	日	324	374	115.4%	324	508	156.8%	324	414	126.9%	475	475	475
放課後等デイサービス	人	147	135	91.8%	150	150	100.0%	154	157	101.9%	165	173	182
	日	2,068	1,657	80.1%	2,110	1,992	94.4%	2,166	1,891	87.3%	2,063	2,163	2,275
保育所等訪問支援	人	8	7	87.5%	16	12	75.0%	32	9	28.1%	13	14	15
	日	11	7	63.6%	25	20	80.0%	56	13	23.2%	21	23	25
障害児相談支援	人	28	32	114.3%	28	47	167.9%	28	54	192.9%	58	63	68
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	0
	日	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	0

※実績は、令和3年度末、令和4年度末、令和5年9月現在

[サービスの確保方策]

- 県の専門機関、医療機関、保育所・学校、サービス提供事業所との連携強化による横断的な取組により、障害児支援の充実に努めます。
- 障害児サービスについて、年代や障害の特性に応じたサービス量の確保とともに質の向上に努めます。
- 「愛西市発達支援センター」をはじめとする障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用することで、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

2 子ども・子育て支援

(1) 障害児支援の提供体制に関する基本的な考え方

障害児については、子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されており、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

障害の有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、子育て支援施策と緊密な連携を図りながら、障害児の子ども・子育て支援事業の利用ニーズの把握や提供体制を整備します。

(2) 障害児の子ども・子育て支援等の利用量の見込みと提供体制

障害児の子ども・子育て支援事業の利用量の見込み及びその提供体制については、『第2期愛西市子ども・子育て支援事業計画』において、令和6年度末までの、障害児も含めた、子ども・子育て支援事業の利用量の見込みとその提供体制を定めています。

図表5-18 子ども・子育て支援の第2期計画の実績と見込み量（1か月あたり）

区 分	実 績									見 込 み			
	令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比				
保育所	人	38	34	89.5%	38	29	76.3%	38	28	73.7%	25	25	25
認定こども園	人	11	9	81.8%	11	13	118.2%	11	15	136.4%	18	21	21
放課後児童健全育成事業	人	10	24	240.0%	10	27	270.0%	10	20	200.0%	20	20	20

※実績は、令和3年度末、令和4年度末、令和5年9月現在

第6章

計画の推進体制及び評価

1 計画の推進体制

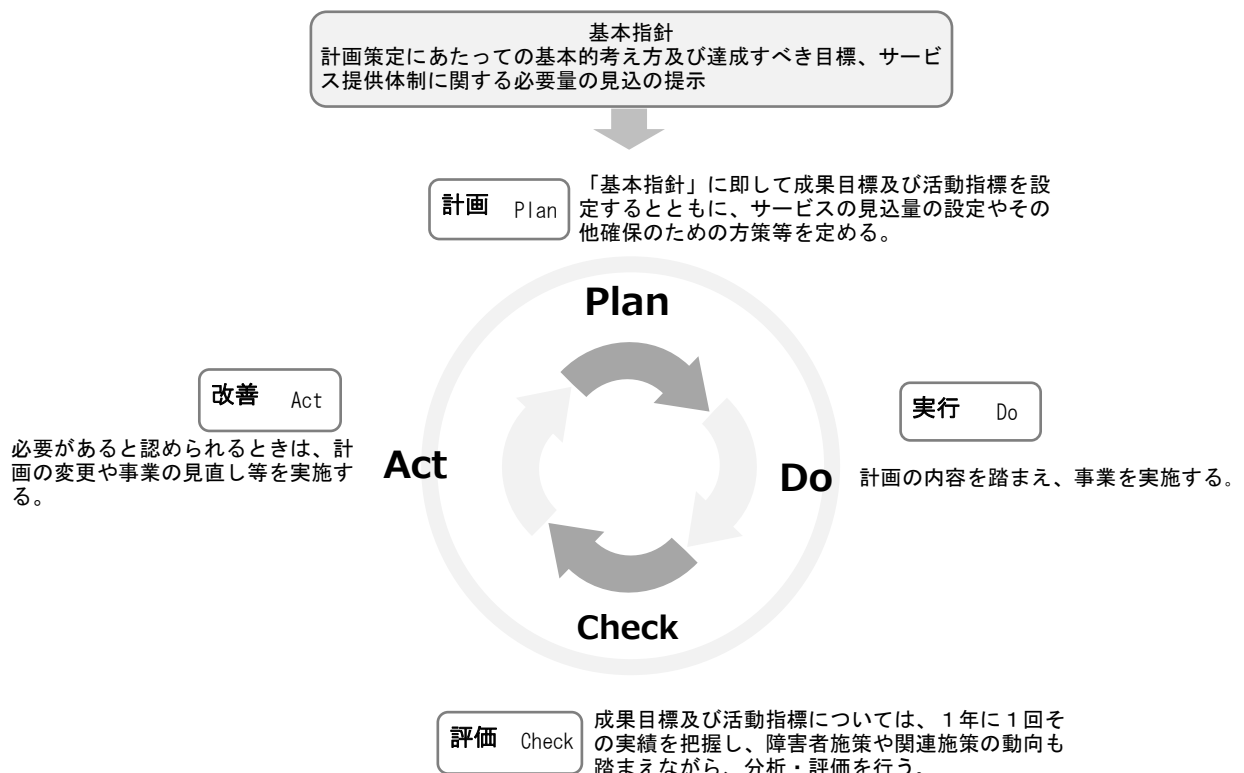
計画の推進にあたっては、国や県、「愛西市障害者地域総合支援協議会」等との連携のもと、市民、ボランティア、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者などとのネットワークの形成を図り、障害者が個人としての尊厳をもち、日常生活や社会生活が営めるように支援体制の確保を図り、計画を推進します。

2 計画の進行管理

国の基本指針を踏まえ、障害福祉計画におけるP D C Aサイクルによる評価と見直しを行います。

成果目標及び活動指標については、1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、分析・評価を行い、必要に応じて計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

見直しの際には、「愛西市障害者地域総合支援協議会」等において検討するとともに、その結果を市の公式ホームページ等で公表します。



資料編

1 愛西市障害福祉計画等策定委員会開催要綱

愛西市障害福祉計画等策定委員会開催要綱

令和5年10月26日

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の市町村障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）の策定に当たり、学識経験者、障害福祉関係者等の意見を聴取し、障害福祉計画等に反映させるため愛西市障害福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、会長及び委員15人以内で構成する。

(会長等)

第3条 会長は、保険福祉部長をもって充てる。

2 会長は、委員会の会議を主宰する。

3 会長に事故があるときは、委員の互選により会長代理を定め、その職務を代行する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 障害福祉、医療、保健、教育及び雇用の関係者

(3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会の会議には、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見や説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保険福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

2 愛西市障害福祉計画策定委員会名簿

敬称略

所 属 名 ・ 職 名		氏 名
学識経験者	日本福祉大学 福祉経営学部 医療・福祉マネジメント学科 助教	平松 和弘
障害福祉	愛西市民生児童委員協議会長	高橋 寛直
障害福祉	愛西市社会福祉協議会 在宅サービス課長	酒井 真
障害福祉	障害福祉関係者	飯田 春夫
障害福祉	愛西市心身障害児（者）保護者会長	土方 君春
医療	前田ホームクリニック 院長	前田 知幸
医療	加藤歯科 院長	加藤 隆朗
保健	津島保健所 健康支援課長	石田 洋子
教育	愛西市教育委員会委員	水谷 芳廣
教育	愛知県立佐織特別支援学校長	奥田 優
教育	愛西市立草平小学校長	杉村 定則
雇用	津島公共職業安定所長	南谷 元尚
行政機関	愛西市保険福祉部長	人見 英樹

第7期愛西市障害福祉計画
第3期愛西市障害児福祉計画

発行 : 令和6年3月

愛西市役所 保険福祉部 社会福祉課

電話 : 0567-55-7115

FAX : 0567-26-5515

Mail : syakai-fukusi@city.aisai.lg.jp

